

# 明日香景観デザインマニュアル

平成31年2月  
明日香村  
令和4年6月改正

# 目 次

<b>1</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
1-1	明日香村の景観	1
1-2	明日香景観デザインマニュアルについて	2
<b>2</b>	<b>行為の届出等</b>	<b>8</b>
2-1	届出が必要な行為	8
2-2	届出の流れ	13
2-3	届出に必要な書類	16
2-4	その他法令等に基づく行為の届出等	24
<b>3</b>	<b>景観形成基準の解説</b>	<b>29</b>
3-1	解説の構成	29
3-2	行為別の基準の解説	35
3-3	色彩基準の解説	69
3-4	参考事例	73
3-5	用語の解説	74
<b>4</b>	<b>助成制度</b>	<b>78</b>
4-1	助成制度の概要	78
4-2	助成の流れと必要な書類	81

# 1

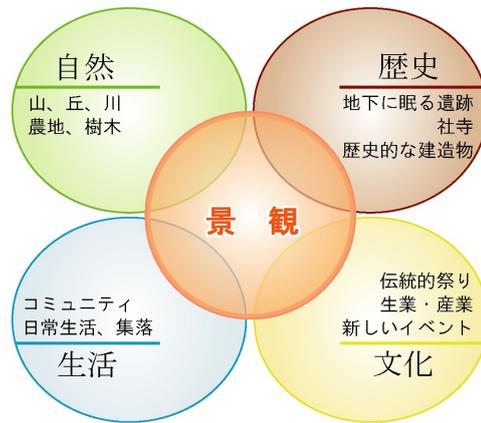
## はじめに

### 1-1 明日香村の景観

#### 景観とは

「景観」とは、山や川、農地、建物、樹木や森林、人々の活動などの視覚で捉えられるものに加え、音や匂いなど視覚以外で捉えられるものも含めた、人間の五感を通じて感じることのできる全ての要素からなる空間(景)を、私たちが目にし、感じる(観)ことでとらえることのできる、まちや地域の表情です。

つまり、景観は、まちや地域の自然、歴史、文化、またそれらに基づく私たちの生活活動の表出であるといえます。



#### 明日香村の景観

明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であり、現在も明日香村に継承されてきている遺跡や建築物と周囲に広がる農地や山林などが一体となって保存されてきた歴史的風土や山地、丘陵地、平地のつながりなどを感じられる景観や、古くからの伝統行事や祭礼、人々の営みが織り成す豊かな生活景観は、日本のこころのふるさととなっています。

このような、明日香村の歴史的風土に根ざした良好な景観は、村全体のイメージを向上させ、人々の村への愛着を育むとともに、村民の生活にゆとりと潤いをもたらします。さらに、まちの魅力が高まることで、訪れる人々に感動を与え、地域社会の活性化にもつながります。

このように、明日香村の良好な景観は、村民、国民、そして人類共有の財産であるといえます。



朝明けの真神原 (シノイサム)

## 1-2 明日香景観デザインマニュアルについて

### 明日香景観デザインマニュアルの作成の背景と目的

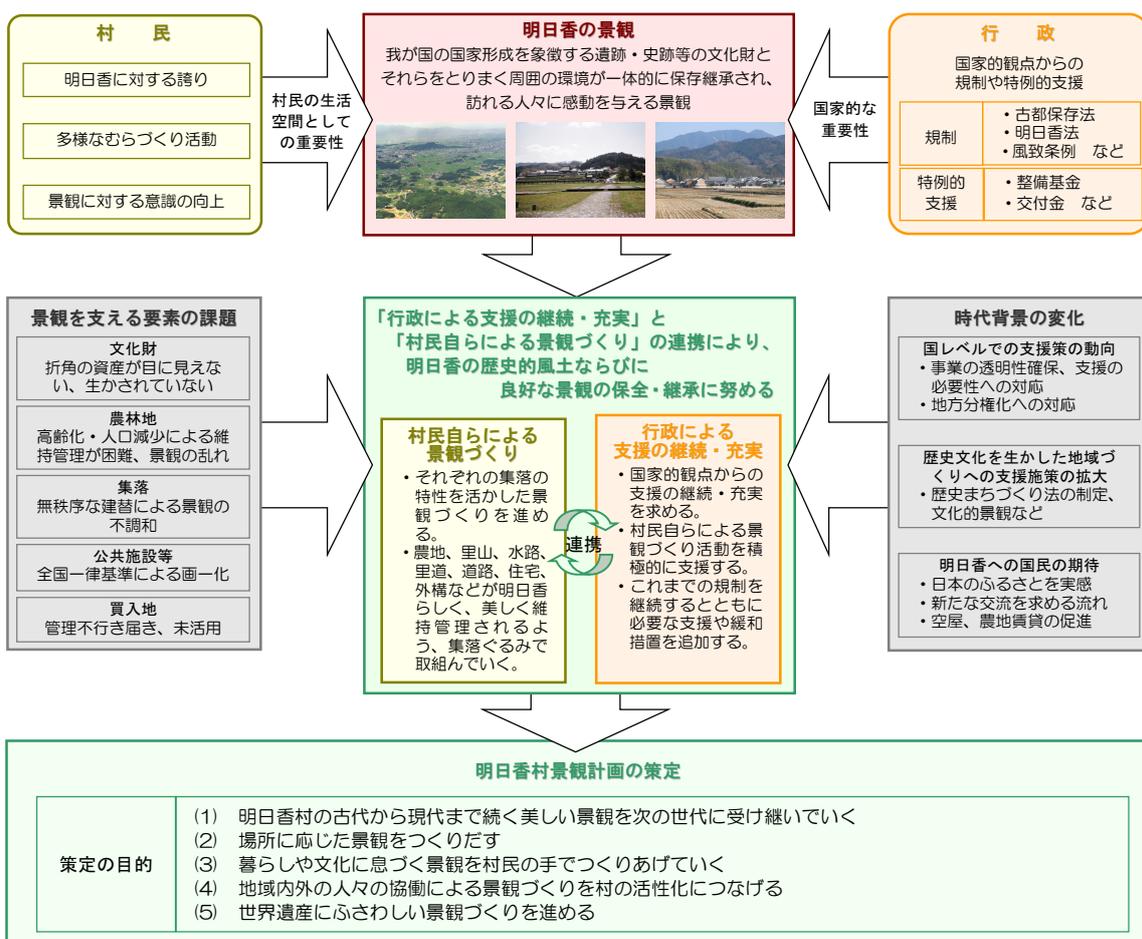
#### 明日香村景観計画の策定

明日香村では、これまでも明日香村の歴史的風土は国家的に特に重要なものとして位置付けられ、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下、「古都保存法」という。）」や「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（以下、「明日香法」という。）」、「奈良県風致地区条例」などの各種法制度や明日香村整備基金による各種事業等により、保存が図られてきました。また、村民においても、明日香に対する誇りや景観の重要性の認識のもとに、より良い生活空間を保全・創出していくための多様なむらづくり活動が展開されてきました。そして、これらにより、明日香村には「我が国の国家形成を象徴する遺跡・史跡等の文化財とそれらをとるまく周囲の環境が一体的に保存継承され、訪れる人々に感動を与える景観の良好な景観」が現在もなお残されてきています。

しかしながら、近年、新建材の流通や人口の減少、高齢化などの社会経済構造の変化などにより、歴史的風土や周囲の景観に馴染まない建築物や工作物等が散見され、農地や樹林地の荒廃なども問題となっていました。また、公共施設においても明日香村の景観に調和しないスケール、形態意匠もみられ、さらには買入地の適切な管理や文化財のより積極的な活用による地域の活性化なども課題となってきています。

これらの課題の背景には、これまでの古都保存法や奈良県風致地区条例による歴史的風土の保存施策が、国や県からの開発規制として働き、大字ごとの特徴に応じたきめ細かな景観や生き生きと暮らせる良好な景観（生活環境）を創り出し、村民の景観意識を醸成していくための制度となっていなかったこともひとつの要因としてありました。しかし、近年、「景観法」の制定や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「歴史まちづくり法」という。）」の制定など、行政的にも地方分権化や、景観・歴史文化を活かしたまちづくりの制度が整えられてきたところでもあります。

このような背景を受け、明日香村では、これまでの歴史的風土の保存の成果を踏まえつつ、村ならびに村民が主体となって、世界遺産にふさわしい景観を守り、育てていくとともに、村民が村や大字の景観に誇りと自覚をもって生き生きと暮らしていける景観づくり、多くの人々が訪れ、住みたいと思うような景観づくりを進めていくことを目的として、平成23年3月に景観法に基づく「明日香村景観計画」を策定したところです。



## 明日香村景観計画の構成

明日香村景観計画は、景観形成の基本方針や取り組み方針を示す「第1部 景観マスタープラン編」、景観形成の目標を実現化するための行為の規制や支援方策、景観づくりの仕組みを示す「第2部 景観形成方策編」、大字ごとの特徴に応じた景観形成を進めるため、大字ごとの景観形成の目標や方針、マナーなどを示す「第3部 大字景観計画編」の3部構成とし、村全体の景観づくりから大字レベルや身の回りの景観づくりまで、幅広く景観形成方針や取り組み方針を示しています。

「第1部 景観マスタープラン編」では、明日香村の景観特性を整理した上で、それらに基づき、「古代から現代まで継承されてきた歴史文化遺産の保全・活用を図りながら、多様な美しさを保ち、活気があふれる景観づくりを、村民、事業者、広範にわたる国民、専門家、行政等の協働で進めるとともに、明日香村のより一層の発展を目指す」という景観形成の目標を設定しています。そして、この目標を実現化していくために、「骨格的景観を保全する」「歴史文化遺産が形成する景観を保全する」「個性を活かした集落景観を形成する」「産業により生み出される景観を保全・創出する」「村民や多様な主体による景観形成を進める」の5つの村全域における景観形成の基本方針を定めるとともに、景観ゾーン、景観軸、視点場を設定し、地域や場所、区域の特徴に応じた景観形成の取り組みの方向性を指し示しています。さらに、戦略的に景観形成を推進するため、村として、今後10年間に優先的に景観形成事業等を実施していく区域として「景観形成特定区域」を設定し、景観形成の取り組みの方針を示しています。

これらの景観形成の目標および方針をもとに、村民、事業者、広範にわたる国民、専門家、行政等の各主体が積極的に景観づくりに取り組んでいくことが求められます。

「第2部 景観形成方策編」では、第1部で示した方針のもとに、良好な景観形成を推進していくための具体的な方策を、対象とする地域や要素に基づく4つの枠組み（①村全域、②景観形成特定区域、③大字単位、④拠点となる資源・施設）に基づき整理しています。さらに、それらの方策をより効果的かつ円滑に進めていくための「景観づくりを支える仕組み」を示しています。

「①村全域の景観形成」では、これまでの古都保存法や奈良県風致地区条例に基づく許可申請に加え、新たに景観法・明日香村景観条例に基づく届出制度を創設し、景観形成基準を設定しました。この景観形成基準は、これまでの古都保存法や奈良県風致地区条例に基づく許可申請の際に、村の窓口においてお願いをしてきた景観への配慮事項を明文化したものとなっています。

「②景観形成特定区域における景観形成」では、景観形成特定区域における具体的な事業の例を示すとともに、今後、必要に応じて、区域ごとに個別の景観形成基準や行為規制

の方法を設定していくこととしています。

「③大字景観計画に基づく景観形成」では、大字ごとの特徴に応じた景観形成を推進していくための方策として、大字ごとに「大字景観計画」を策定していくことを示しています。「大字景観計画」については、大字からの申請に基づき、村長が認定し、明日香村景観計画第3部として組み込まれることとなります。

「④拠点となる資源・施設の景観形成」では、景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針と保全・活用の考え方、景観上重要な向上施設の整備の方針を示しています。景観重要建造物と景観重要樹木については、今後、指定に向けた調査を行うとともに所有者や景観づくり協議会、飛鳥ファン等の提案・推薦を募りながら、必要に応じて指定を行っていきます。また、景観上重要な公共施設については、国や県等との調整を図りながら、景観法に基づく景観重要公共施設として位置付けていきます。

「景観づくりを支える仕組み」では、景観づくりに関わる各主体の役割、制度・事業・計画の連携方針、助成・支援の方針を示しています。

「第3部 大字景観計画編」は、大字ごとの景観の特徴を一層引き立たせ、個性豊かな大字景観づくりを進めていくために、大字が主体となって定める「大字景観計画」により構成されます。大字景観計画は、明日香村内の全ての大字において策定されることを目指しますが、当面は、村の重要な施策の対象区域を含む大字や自ら計画づくりを行いたいと手を挙げた大字において、優先的に計画づくりを進めていきます。

大字景観計画の策定に取り組みたいと思われる場合は、事前に明日香村役場にご相談ください。計画づくりの基本的な流れや計画づくりに向けた体制（技術的・財政的支援等）についてご相談させていただきます。

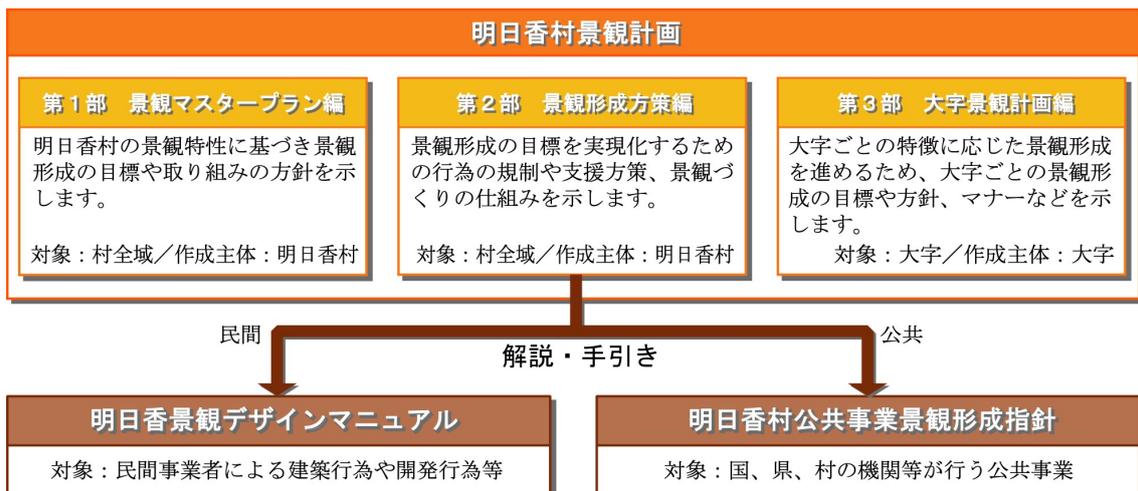
## 明日香景観デザインマニュアルの作成の目的

このように、明日香村景観計画の策定により、建築行為や開発行為等の際の基準が一部改訂されるとともに、その手続き、仕組みも大きく変更されています。

そのため、これまで村の窓口で利用されてきた手引書「歴史的風土特別保存地区・風致地区における行為許可申請手続き」を、明日香村景観計画を反映させた形で改訂していくことが求められます。また、景観形成基準についての分かり易い解説を示すことにより、より多くの人々が景観形成基準を理解し、景観づくりに協力できる体制を整えていくことが求められます。

そこで、明日香村景観計画の「第2部 景観形成方策編」のうち、「第2節 村全域の景観形成」に係る届出の流れや景観形成基準について、具体的なイラストや事例写真等により、分かり易く解説することにより、建築行為や開発行為等の手続きを円滑に進め、効果的に景観づくりを推進していくことを目的として、明日香景観デザインマニュアルを作成します。

なお、本マニュアルは、住宅や塀等の新築（新設）、増築、改築、開発に伴う土地の形質の変更や木竹の伐採など、民間事業者による建築行為や開発行為等を主対象としています。国、県、村の機関等が行う公共事業については、「明日香村公共事業景観形成指針」をご参照ください。



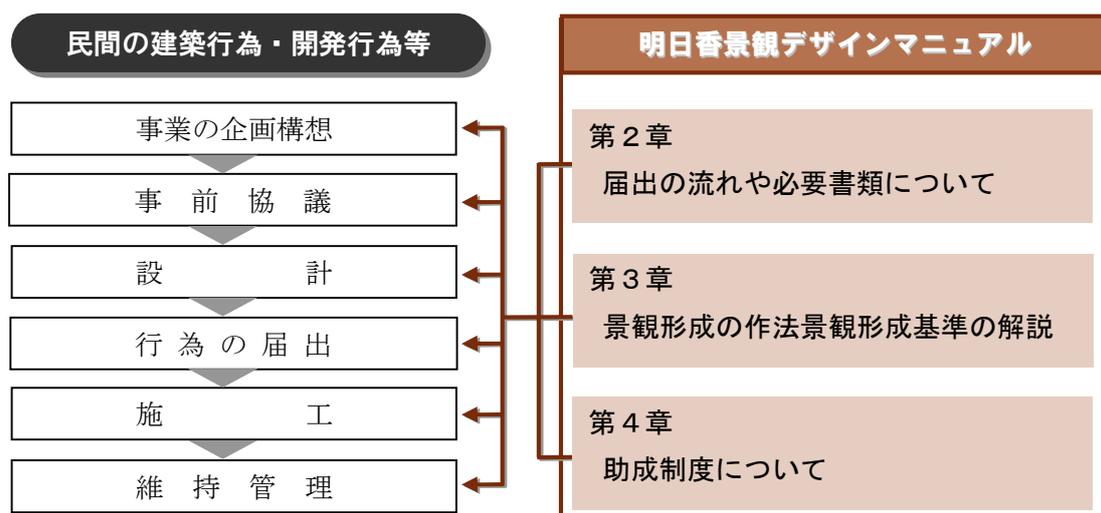
## 明日香景観デザインマニュアルの使い方

本マニュアルには、行為の届出が必要な行為の解説、届出の流れ、届出に際して必要な書類等の記入方法、景観形成基準の解説、助成制度の概要などを掲載しています。

特に、景観形成基準の解説については、明日香村の景観形成基準は古都保存法や明日香村風致地区条例に基づく許可基準を踏襲（一部基準を追加）したものであるため、古都保存法や明日香村風致地区条例に基づく許可申請のためのデザインマニュアルとしても活用いただけます。

村民、事業者及び設計者の皆様は、「事業の企画構想」、「設計」、「施工」、「維持管理」などの各段階で繰り返しご活用ください。

また、明日香村では、本マニュアルに基づき、明日香村景観条例に基づく届出行為に対する助言や指導を行います。



# 2

## 行為の届出等

### 2-1

### 届出が必要な行為

#### 明日香村景観条例に基づく届出対象行為

明日香村内で次の行為を行う場合は、あらかじめ村長にその内容を届け出なければなりません。届け出た内容を変更する場合も同様です。

(※) 届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、景観法第 103 条の規定に基づき、30 万円以下の罰金に処されます。

届出が必要な行為	記号
「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 40 年法律第 1 号）」及び「明日香村風致地区条例（平成 25 年 1 2 月明日香村条例第 2 2 号）」に基づき許可申請対象と規定されている次に掲げる行為 (1)建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、移転 (2)宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (3)木竹の伐採 (4)土石の類の採取 (5)建築物その他の工作物の色彩の変更 (6)水面の埋立て又は干拓 (7)屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	2-1-1
高さ 1.5m 以下の塀、柵、門その他これらに類する工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	2-1-2
その他大字景観計画に基づき規定された行為	2-1-3

## ■ 解説

## 2 - 1 - 1

①2-1-1 に掲げる行為を行う場合は、従来どおり明日香村長の許可を受けなければなりません。「2-4 その他法令等に基づく行為の届出等」を参考に、該当する行為に関する申請書を作成し、景観法・明日香村景観条例に基づく行為の届出と併せて、申請手続きを行ってください。

## ②適用除外について

a) (1) から (7) の行為のいずれも、以下に掲げる行為は除きます。

○法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

○建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

- ・ 建築物の新築、改築又は増築
  - ・ 当該敷地に存する建築物に附属する以下の工作物以外の工作物の新設、改築又は増築
    - ◇道路（私道を除く）から容易に望見されることのない物干場又は当該建築物の高さをこえない高さの物干場
    - ◇消火設備
    - ◇建築基準法第2条第3号に規定する建築設備（消火設備及び当該建築設備を必要とする建築物の屋根の最上端からの高さが2mをこえるもの（避雷針を除く）を除く）
    - ◇受信用の空中線系（その支持物を含む）その他これに類するもので、高さが15m以下のもの
    - ◇旗ざおその他これに類するもの
    - ◇地下に設ける工作物（建築物を除く）
    - ◇高さが5m以下のその他の工作物（建築物を除く）
  - ・ 高さが1.5mをこえる法を生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
  - ・ 高さが5mを超える木竹の伐採
  - ・ 土石類の採取で、その採取により、高さ1.5mをこえる法を生ずる切土又は盛土を伴うもの
  - ・ 建築物その他の工作物のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するものの色彩の変更
  - ・ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5mを超えるもの
- 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行なう行為
- 歴史的風土保存計画に基づき、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第2条第2項第4号に規定する施設の整備のために行う行為
- 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
- ・ 建築物の新築、改築又は増築
  - ・ 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
  - ・ 宅地の造成又は土地の開墾
  - ・ 水面の埋立て又は干拓
  - ・ 第1種歴史的風土保存地区における森林の択伐
  - ・ 森林の皆伐又は森林でない竹林で知事が指定するものの皆伐

- ・ビニールハウスその他これに類する工作物で、その高さが 1.5 メートルを超えるものの新築、改築又は増築
- b) 「(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、移転」について、以下の行為を行う場合は、届出は必要ありません。
  - 歴史的風土特別保存地区（※1）において行う工事に必要な仮設の工作物の新築、改築又は増築
  - 以下の屋外広告物の表示のために必要な工作物の新築、改築又は増築
    - ・地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は掲出する屋外広告物
    - ・冠婚葬祭又は祭礼等のために一時的に表示し、又は掲出する屋外広告物
    - ・日常生活のために必要な屋外広告物又は営業等のためにやむを得ない以下の屋外広告物
      - ◇事業のために自己の住所、事業場又は停留所において自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業の内容を表示する屋外広告物で、当該住所、事業場又は停留所ごとの表示面積の合計が 0.3 ㎡以下であり、かつ、高さが 3m 以下であるもの。
      - ◇土地又は物件の管理のために当該土地又は物件に表示し、又は掲出する屋外広告物で、当該土地又は物件ごとの表示面積の合計が 0.3 ㎡以下であり、かつ、高さが 3m 以下であるもの
      - ◇講演会、展覧会、音楽会等のために当該会場の敷地内において表示し、又は掲出する屋外広告物で、当該会場の敷地ごとの表示面積の合計が 1 ㎡以下であり、かつ、高さが 3m 以下であるもの
      - ◇人若しくは動物又は電車、自動車その他の車両若しくは船舶に表示し、又は掲出する屋外広告物
      - ◇公職選挙法による選挙運動のために表示し、又は掲出する屋外広告物
      - ◇文化財保護法第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、同法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財、同法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第 143 条第 1 項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存のために必要な合理的な規模の屋外広告物
      - ◇景観法第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な合理的な規模の屋外広告物
      - ◇地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 12 条第 1 項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存のために必要な合理的な規模の屋外広告物
  - 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、改築又は増築
  - 建設等に係る部分の地盤面からの高さが 1.5 メートル以下の工作物のうち、門、塀、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの以外のものの建設等
  - 当該敷地に存する建築物に附属する以下の工作物以外の工作物の新設、改築

※1：明日香村は、村全域が古都保存法第 7 条の 2 に基づく「歴史的風土特別保存地区」に指定され、明日香法第 2 条第 1 項に基づき策定された「明日香村歴史的風土保存計画」により、「第 1 種歴史的風土保存地区」と「第 2 種歴史的風土保存地区」に区分され、歴史的風土の保存が図られています。

## 又は増築

- ◇道路（私道を除く）から容易に望見されることのない物干場又は当該建築物の高さをこえない高さの物干場
  - ◇消火設備
  - ◇建築基準法第2条第3号に規定する建築設備（消火設備及び当該建築設備を必要とする建築物の屋根の最上端からの高さが2mをこえるもの（避雷針を除く）を除く）
  - ◇受信用の空中線系（その支持物を含む）その他これに類するもので、高さが15m以下のもの
  - ◇旗ざおその他これに類するもの
  - ◇地下に設ける工作物（建築物を除く）
  - ◇高さが5m以下のその他の工作物（建築物を除く）
- c) 「(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更」について、以下の行為を行う場合は、届出は必要ありません。
- 面積が10㎡以下の土地の形質の変更で、高さが1.5mを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- d) 「(3) 木竹の伐採」について、以下の行為を行う場合は、届出は必要ありません。
- 枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
  - 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
  - 仮植した木竹の伐採
  - 建築物の敷地以外の土地にある独立木で、高さが15mを超えず、かつ、1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5mを超えないものの伐採（明日香村風致地区条例に基づく許可は必要となります）
  - 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- e) 「(4) 土石の類の採取」について、以下の行為を行う場合は、届出は必要ありません。
- 採取による地形の変更が、面積が10㎡以下で、高さが1.5mを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- f) 「(5) 建築物その他の工作物の色彩の変更」について、以下の行為を行う場合は、届出は必要ありません。
- 建築物その他の工作物のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- g) 「(6) 水面の埋立て又は干拓」について、以下の行為を行う場合は、届出は必要ありません。
- 面積が10㎡以下の水面の埋立て又は干拓
- h) 「(7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積」について、以下の行為を行う場合は、届出は必要ありません。
- 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10㎡以下であり、かつ、高さが1.5m以下であるもの

## 2 - 1 - 2

- ①古都保存法及び明日香村風致地区条例では、高さ1.5m以下の工作物は許可申請の対象外となっています。しかし、高さ1.5m以下であっても長大なブロック塀や突

出した色彩のフェンスなどが設置されると、明日香村の良好な景観が損なわれてしまいます。

そこで、明日香村景観条例では、高さ1.5m以下であっても、塀や柵、門その他これらに類する工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を届出対象とし、1.5m以上の塀等と同様の景観形成基準に基づき、景観の誘導を図ることとしています。

- ②古都保存法及び明日香村風致地区条例に基づく許可申請書類の提出は不要です。
- ③通常の管理行為や軽易な行為は届出対象外とします。

### 2 - 1 - 3

---

- ①村長に認定された大字景観計画において、届出対象として規定された行為は、明日香村景観条例に基づき、届出が必要となります。  
届出された行為に対しては、大字景観計画に規定する景観形成基準に基づき、景観の誘導を図ります。
- ②2-1-3の行為のうち2-1-1に該当する行為については、古都保存法及び明日香村風致地区条例に基づく許可申請書類と併せて提出してください。その他の行為については、許可申請書類の提出は不要です。

## 2-2 届出の流れ

### 行為の届出から着手までの流れ

明日香村では、古都保存法、明日香村風致地区条例、明日香村景観条例（明日香村景観計画に基づく全村を対象とした規制や同計画第3部に位置づけられる大字景観計画に基づく大字単位の規制）、文化財保護法（史跡指定区域や重要文化的景観の区域における現状変更の規制、埋蔵文化財の発掘調査等）など、様々な規制がかけられており、行為や区域によっては多様な手続きを要する場合があります。

建築行為や開発行為等を円滑に進めるため、明日香村景観条例に基づく行為の届出の前に、明日香村役場において事前協議を行うことをお勧めします。

#### 明日香村景観条例の届出対象であり、かつ、古都保存法及び明日香村風致地区条例の許可対象である行為（2-1-1）

「明日香村景観計画」や「明日香景観デザインマニュアル」、大字景観計画が策定されている大字では「大字景観計画」をもとに明日香村で審査を行い、不適合の場合は勧告・変更命令、適合の場合は古都保存法、明日香村風致地区条例に基づく許可手続きとなります。

行為の着手は、

- ①明日香村景観条例に基づく行為の適合通知（明日香村景観条例施行規則様式第8号 景観計画区域内行為制限適合通知書）
- ②古都保存法及び明日香村風致地区条例に基づく許可通知

の双方を受けた後でなければ、認められません。

（古都保存法及び明日香村風致地区条例に基づき、景観法第18条の規定にかかわらず、行為の着手は制限されます。）

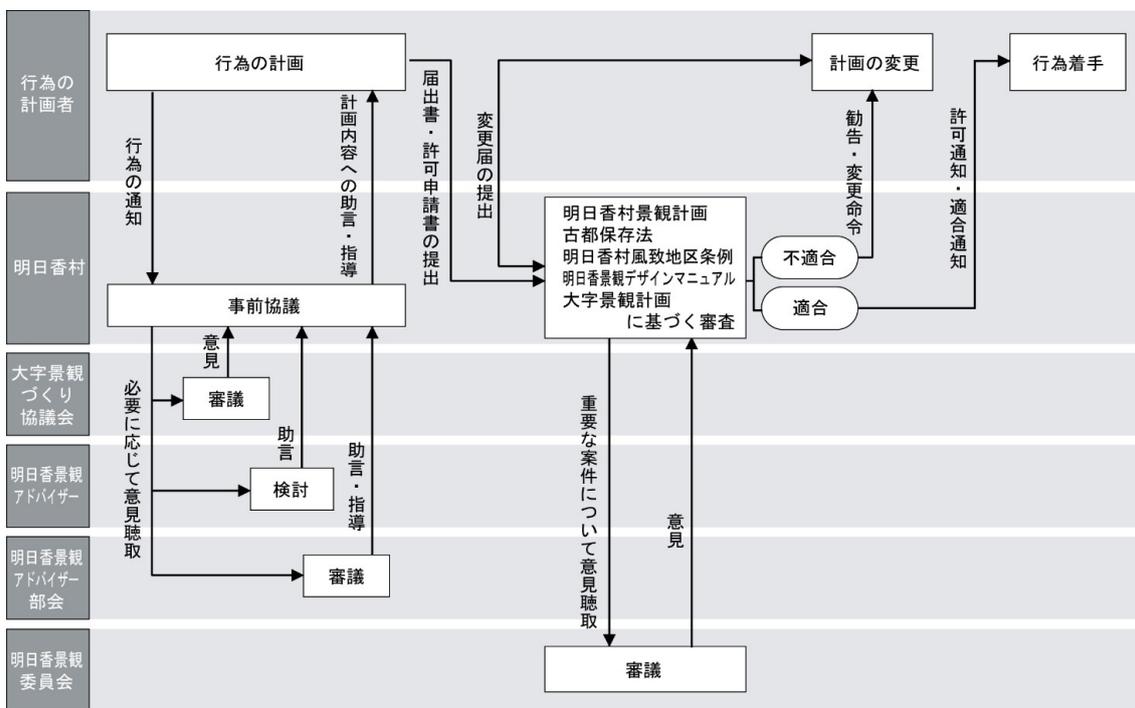
#### 明日香村景観条例のみの届出対象行為（2-1-2、2-1-3）

「明日香村景観計画」「明日香景観デザインマニュアル」「大字景観計画」をもとに明日香村で審査を行い、不適合の場合は勧告・変更命令、適合の場合は、適合通知が発行され、行為着手となります。

行為の着手の制限は、景観法第18条の規定に基づきます。

明日香村での審査では、必要に応じて、明日香村景観条例に基づき大字ごとに設置される「大字景観づくり協議会」や「明日香景観アドバイザー」、「明日香景観委員会（明日香景観アドバイザー部会）」への意見聴取を行います。

行為の届出及び  
許可申請の流れ



## ■ 特定届出対象行為

「特定届出対象行為」とは、景観法第17条第1項に基づき明日香村景観条例に規定する行為です。

明日香村景観条例では、以下の行為を特定届出対象行為としています。

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

これらの特定届出対象行為については、景観法に基づく以下の規定が適用されます。

①明日香村景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。

(※) 命令に違反した場合は、景観法第102条の規定により、50万円以下の罰金に処されます。

②①の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を継承した者に対して、相当の期限を定めて、明日香村景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

(※) 命令に違反した場合は、景観法第101条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

◎詳細な内容や届出書の様式等については、お気軽に下記へお問い合わせください。

明日香村役場 総合政策課

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地

TEL: 0744-54-2001 (代)

## 2-3 届出に必要な書類

景観計画区域内における行為の届出は、景観計画区域内行為届出書（様式第2号）〔1部〕及び該当する関係書類一式を明日香村役場へ提出してください。

古都保存法及び明日香村風致地区条例に基づく許可申請が義務付けられている行為については、明日香村景観条例に基づく行為の届出と併せて、風致地区内行為許可申請（協議）書（明日香村風致地区条例施行規則 第1号様式）〔正・副各1部〕、歴史的風土特別保存地区内行為許可申請書（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則 第1号様式）〔正・副各1部〕及び行為の内容に応じて該当する関係書類一式を明日香村役場へ提出してください。

重要文化的景観の区域内における現状変更等の届出については、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則第5条に規定する事項を記載した書面を文化財課へ提出してください。

届出に必要な書類

① 各行為に共通して必要な書類	行為の種類						
	建築物の新築・改築・増築・移転	工作物の新設・改築・増築・移転	土地の形質の変更	木竹の伐採	土石の採取	水面の埋立又は干拓	物件の堆積
1. 景観計画区域内行為届出書（様式第2号）							
2. 設計書（建築物設計書、土地形質の変更等設計書、工作物設計書、木竹類伐採設計書、屋外における土石等の設計書）							
3. 位置図（行為地、方位、道路及び目標となる地物を明示した1/2,500以下の地図）							
② 行為ごとに必要な書類							
4. 現況図	○	○	○	○	○	○	○
5. 敷地丈量図	○	○	○	○	○	○	○
6. 地籍図（登記所に備え付けられている場合に限る）	○	○	○	○	○	○	○
7. 土地の登記簿謄本	○		○	○	○	○	○
8. 平面図	○	○	○		○	○	○
9. 配置図	○		○		○	○	○
10. 立面図（2面、建築物のみ4面必要）	○	○					
11. 構造図（石積みの場合）		○					
12. 植栽計画図（樹種、高さも明記）	○		○		○	○	○
13. 敷地断面図（2本以上）	○	○	○	○	○	○	○
14. 建物断面図（2本以上）	○						
③ その他状況に応じて必要な書類							
15. 現況写真							
16. 委任状（代理人申請の場合）							
17. 土地使用承諾書（申請者と土地所有者が異なる場合）							
18. 農家証明書（市街化調整区域での新築等の場合）※1							
19. 給排水計画書							

（※1）都市計画法第34条に基づく開発を除く。

様式第2号（第4条、第45条関係）

景観計画区域内行為届出書

○年 ○月 ○日

明日香村村長 殿

届出者 住所 明日香村大字岡○○番地  
 氏名 明日香 太郎 (電話 0744-54-○○○○)  
 代理人 住所 奈良市佐紀町○○番地  
 氏名 平城 太郎 (電話 0742-34-○○○○)

(法人の場合には主な事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

景観法第16条第1項の規定により、下記のとおり行為の届出をします。  
 明日香村景観条例第13条第1項

記

1. 行為の種類	(ア) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 (イ) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (ウ) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (エ) 水面の埋立て又は干拓 (オ) 木竹の伐採 (カ) 土石の類の採取 (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積			
2. 行為の目的及び理由	住宅新築	8. 法規制関係	(ア) 市街化区域 <input checked="" type="checkbox"/> 第1種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第1種住居地域 (□ 特別用途地区) (イ) 市街化調整区域	
3. 行為の所在地	明日香村大字 ○○ 番地		都市計画法	
4. 行為地の地目	(ア) 田 (イ) 畑 (ウ) 宅地 (エ) 山林 (オ) 原野 (カ) その他 ( )		古都保存法	(ア) 第1種歴史的風土保存地区 (イ) 第2種歴史的風土保存地区
5. 行為地の地貌	平坦地		奈良県風致地区条例	(ア) 第1種風致地区 (イ) 第2種風致地区 (ウ) 第3種風致地区
6. 行為の期間	着手予定 ○年○月○日 完了予定 ○年○月○日	明日香村 景観条例 大字景観計画	○○大字景観計画	
7. 行為の内容	関係図書別添			
※摘要				
設計者	住所	氏名 (電話)		
工事施工者	住所	氏名 (電話)		

注 (1) 届出者は本人とします。届出を代理人がする場合は、別に委任状を添付してください。  
 (2) 「行為地の所在地」については、それが広域にわたる場合は、「××地内」又は「××地の一部」と記入してください。  
 (3) 1、4については、該当事項に○印を付けてください。  
 (4) 2、5については、具体的にわかりやすく記入してください。なお、5の「行為地の地貌」については、傾斜地平坦地の別、林地、伐採跡地等及び立木竹、その他の工作物等の有無を記入してください。  
 (5) ※印欄は、記入しないでください。

電話番号は必ずお書きください  
 担当者名も記入してください

登記簿謄本の地目を  
記入してください

着手日と完成日を  
記入してください

決まっていれば  
記入してください

様式第2-1号(第4条、第45条関係)

建築物設計書

建築物の種類 と工事の種類	工事概要			構造、屋根、外壁、階数等		
	届出部分	届出以外の部分	合計			
I. 地上に設ける建築物で仮設でないもの (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	1. 敷地面積		(A) 314.10 m <sup>2</sup>	11. 構造 (ア) 木造 (イ) 鉄筋コンクリート造 (ウ) その他 ( )		
	2. 建築面積 (滅失又は改築前)	62.37 m <sup>2</sup> ( ) m <sup>2</sup>	(B) 62.37 m <sup>2</sup> ( ) m <sup>2</sup>			
	3. 建ぺい率 (B)/(A)×100		19.85 %			
	4. 延べ床面積 (滅失又は改築前)	102.06 m <sup>2</sup> ( ) m <sup>2</sup>	102.06 m <sup>2</sup> ( ) m <sup>2</sup>	12. 屋根 (ア) 瓦葺 (イ) その他 ( )		
	5. 最高の棟高 (滅失又は改築前)	7.43 m ( ) m	7.43 m ( ) m			
	6. 外壁の後退距離 (滅失又は改築前)	道路側	3.93 m	3.93 m	13. 外壁 (ア) 板張 (イ) モルタル塗 (ウ) しっくい塗 (エ) その他 ( )	
		その他 (道路側)	1.70 m ( ) m	1.70 m ( ) m		
	7. 植栽の状況	高木	3本	3本		14. 階数 (ア) 1階 (イ) 2階 (ウ) その他 ( )
		中木	15本	15本		
		低木	10本	10本		
樹木による植栽面積		76 m <sup>2</sup>	76 m <sup>2</sup>			
	芝生等	24.19 m <sup>2</sup>	24.19 m <sup>2</sup>	※摘要 ○○吹付仕上げ		
計	100.19 m <sup>2</sup>	(C) 100.19 m <sup>2</sup>				
8. 緑地率 (C)/(A)×100		31.89 %				
9. 用途 (滅失又は改築前)	専用住宅 ( )	専用住宅 ( )				
10. 色彩	屋根	黒 1PB/2/1				
	外壁	ベージュ 5Y/4/2				
II. 地下に設ける建築物の (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	1. 敷地面積		m <sup>2</sup>	5. 構造 (ア) 鉄筋コンクリート造 (イ) その他 ( )		
	2. 地下占用面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	3. 延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	4. 建築物の最小土かぶり厚	m	m	m	※摘要	
III. 仮設の建築物の (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	1. 敷地面積		m <sup>2</sup>	8. 構造 (ア) 木造 (イ) 鉄骨造 (ウ) その他 ( )		
	2. 建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	3. 延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	4. 最高の棟高	m	m	m	9. 屋根 (ア) 鉄板葺 (イ) スレート葺 (ウ) その他 ( )	
	5. 用途					
	6. 色彩	屋根			10. 外壁 (ア) 板張 (イ) 鉄板張 (ウ) その他 ( )	
		外壁				
7. 設置期間	自 年 月 日 至 年 月 日			※摘要		

今回申請する物件の数字を正確に記入してください  
括弧については滅失部分が生じる場合は記入してください

有効寸法を記入してください

新築の場合のみ記入してください

色名の下にマンセル値を記入してください

注 (1) 「建築物の種類と工事の種類」欄については、該当番号及び符号に○印を付けてください。  
 (2) 「工事概要」欄については、空欄には事項又は数字を記入してください。事項が列記してあるものについては、該当事項のすべてに○印を付け、「その他」事項がある場合には括弧内に事項を具体的に記入してください。  
 (3) 1つの建築物で地階がある場合は、地階部分についてはIIにも記入してください。  
 (4) I-6の「外壁の後退距離」欄は、最短部分の距離を記入してください。  
 (5) I-7の「植栽の状況」、I-8の「緑地率」については、新築の場合のみ記入してください。  
 (6) II-3の「延べ床面積」は、地階部分のみの床面積の合計です。  
 (7) ※印欄は、記入しないでください。

様式第2-2号(第4条、第45条関係)

工 作 物 設 計 書

建築物の種類と工事の種類別	工 事 概 要				構造その他	
		届出部分	届出以外の部分	合 計		
I. 地上に設ける工作物で仮設でないもの <input checked="" type="radio"/> 新築 <input type="radio"/> 改築 <input type="radio"/> 増築 <input type="radio"/> 移転	1. 工作物の種類	石 積		石 積	6. 構造 (ア) 木 造 (イ) 鉄 骨 造 <input checked="" type="radio"/> (ウ) 石 造 (エ) ブロック造 (オ) 鉄筋コンクリート造 (カ) そ の 他 ( )	
	2. 敷地面積	518.0 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	518.0 m <sup>2</sup>		
	3. 規模	水平投影面積 (改築前)	29.7 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	29.7 m <sup>2</sup>	※摘要
			( ) m <sup>2</sup>		( ) m <sup>2</sup>	
		高 さ (改築前)	2.5 m	m	m	
			( ) m		( ) m	
	そ の 他 (改築前)	( )		( )		
	そ の 他 (改築前)	( )		( )		
4. 色 彩	灰色 N9					
5. 用 途	法面保護					
II. 地下に設ける工作物の <input type="radio"/> 新築 <input type="radio"/> 改築 <input type="radio"/> 増築 <input type="radio"/> 移転	1. 工作物の種類				5. 構造 (ア) 鉄筋コンクリート造 (イ) そ の 他 ( )	
	2. 規模	水平投影面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	※摘要
		その他 ( )				
	3. 工作物の最小土かぶり厚	m	m	m		
4. 用 途						
III. 仮設の工作物の <input type="radio"/> 新築 <input type="radio"/> 改築 <input type="radio"/> 増築 <input type="radio"/> 移転	1. 工作物の種類				5. 構造 (ア) 木 造 (イ) 鉄 骨 造 (ウ) そ の 他 ( )	
	2. 規模	水平投影面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	※摘要
		高 さ その他 ( )	m	m		
	3. 用 途					
4. 設 置 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日					

数値の根拠となる資料が必要です

- 注 (1) 「工作物の種類と工事の種類別」欄については、該当番号及び符号に○印を付けてください。  
 (2) 「工事概要」欄については、空欄には事項又は数字を記入してください。事項が列記してあるものについては、該当事項のすべてに○印を付け、「その他」事項がある場合には括弧内に事項を具体的に記入してください。  
 (3) I-2の「敷地面積」は、建築物の敷地内の行為の場合は建築物敷地の面積を記入してください。なお、建築物の敷地外の場合で、敷地面積が算定できない場合は記入する必要はありません。  
 (4) I-3、II-2、III-2の「水平投影面積」はすべての工作物について記入してください。なお、工作物が2つ以上になるときは、個々の面積と合計面積を記入してください。  
 (5) I-3、II-2、III-2の「規模」の欄中「その他」欄には、長さ、幅員、面積、容積等を記入してください。  
 (6) ※印欄は、記入しないでください。

様式第2-3号(第4条、第45条関係)

土地形質の変更・土石類の採取・水面の埋立・干拓設計書

I. 土地形質の変更	1. 行為場所		(ア) 建築物の敷地内 (イ) 建築物の敷地外	4. 行為面積	61.0 m <sup>2</sup>	※摘要	
	2. 隣接地の現況		東-県道 西-宅地 南-宅地 北-村道	5. 移動土量	切土		48.4 m <sup>3</sup>
	3. 造成等に係る土地の面積		森林の区域内		盛土	10.8 m <sup>3</sup>	
			森林の区域外		客土	m <sup>3</sup>	
	計		(a) m <sup>3</sup>	その他(残土)	37.6 m <sup>3</sup>	残土は風致地区外へ搬出	
	6. 生じる法面の最高高			2.0 m			
	8. 植栽の状況		木竹が保全される土地の面積		適切な植栽が施される土地の面積		計
	高木	本					
	中木	本					
	低木	本					
樹木による植栽面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
芝生等	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
樹林又は群植	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
計	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	(b) m <sup>2</sup>			
9. 緑地率 (b)/(a)×100					%		
II. 土石類の採取	1. 採取区域面積		m <sup>2</sup>	4. 採取土石類の種類		※摘要	
	2. 採取量		m <sup>3</sup>	5. 跡地の処理方法			
	3. 採取方法		(ア) 横坑掘 (イ) たて坑掘 (ウ) 斜坑掘 (エ) その他 ( )				
III. 水面の埋立・干拓	1. 水面面積		m <sup>2</sup>	4. 工事方法		※摘要	
	2. 埋立(又は干拓)面積		m <sup>2</sup>	5. 跡地の処理方法			
	3. 隣接地の現況						

計画前の土地に建築物があれば敷地内、なければ敷地外に○をつけてください

必ず記入してください

この場合の行為面積は石積部分だけでなく、周辺土工の面積を含みます  
数値の根拠となる資料が必要です

地表面からの高さです

注(1) I、II、IIIの行為のうち該当する行為にだけ○印を付け、該当行為欄に、○印、事項、数字等を記入してください。ただし、行為が2つ以上にまたがる時は、それぞれについて同様に記入してください。  
 (2) I-2、III-3の「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草地等の別、立木竹、建築物、その他の工作物等の有無を記入してください。  
 (3) I-4の「移動土量」欄の「その他」に該当する場合は、「掘さく搬出」等事項を具体的に記入してください。  
 (4) I-6の「跡地の処理方法」欄には、裸地、砂利舗装、埋戻し等のほか、法面についても、芝付けコンクリートブロック擁壁、放置等具体的に記入してください。  
 (5) II-3の「採取方法」欄の「その他」に該当する場合は、事項を具体的に記入してください。  
 (6) ※印欄は、記入しないでください。

様式第2-4号(第4条、第45条関係)

木竹類伐採設計書

I. 森林地内の伐採	1. 林相	(ア) 針葉樹林 (イ) 広葉樹林 (ウ) 針広混交樹林 (占領面積比) 針:広= :	4. 伐採区域面積	10 m <sup>2</sup>	※摘要
		エ 竹林	5. 伐採量	1 m <sup>3</sup>	
			6. 伐採方法	(ア) 皆伐 イ 択伐 (択伐率 5%)	
	2. 林令又は林令範囲	○年生～○年生	7. 伐採主要樹種	竹	
3. 隣接地の現況	山林 (東○、西○南○、北○)	8. 伐採跡地の処理方法			
II. 森林地外の伐採	II 1. 集団をなす立木の場合	1. 隣接地の現況	2. 伐採区域面積	m <sup>2</sup>	※摘要
			3. 伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐 (択伐率 %)	
			4. 伐採量	本	
			5. 伐採主要樹種		
			6. 伐採跡地の処理方法		
	II 2. 独立木の場合	1. 樹種名	4. 目通幹まわり	m	※摘要
2. 樹齢	5. 数量				
3. 樹高					

数値の根拠となる資料が必要です

- 注(1) I、II、II 1、II 2については、該当する番号に○印を付けてください。なお、該当行為が2つ以上にわたる場合は、それぞれに○印を付けてください。
- (2) I-6、II-II 1-3については該当する番号に○印を付けてください。また、(イ)に該当する場合は択伐率を括弧内に記入してください。
- (3) I-3、II-II 1-1の「隣接地の現況」欄には、土地の状況、立木竹、建築物、その他の工作物の有無とその種類等を記入してください。
- (4) I-6-(イ)、II-II 1-3-(イ)の「択伐率」は伐採区域における総材積に対する択伐量です。
- (5) I-8、II-II 1-6の「伐採跡地の処理方法」欄には、植栽、放置等を記入してください。
- (6) II-II 2-4の「目通幹まわり」とは、1.5mの地上高の幹周長で、双幹以上のものは、各幹まわりの合計の70%を採り、1.5mのところを枝の分かれ目のときは、すぐ上部の寸法を採用してください。
- (7) ※印欄は、記入しないでください。

様式第2-5号(第4条、第45条関係)

屋外における土石・廃棄物・再生資源の堆積設計書

計画前の土地に建築物があれば敷地内、なければ敷地外に○をつけてください

1. 行為場所	(ア) 建築物の敷地内	3. 行為地の面積	㎡	※摘要
	イ 建築物の敷地外	4. 堆積の規模 (面積・高さ・その他)	面積 50㎡ 高さ 3m 体積 50㎡	
2. 隣接地の現況	東-県道 西-田 南-田 北-田	5. 堆積物の種類	ア 土 石 ( 土、石 ) イ 廃棄物 ( ) ウ 再生資源 ( )	
		6. 植栽等の措置	高さ2.5mの 竹垣を設置	

- 注(1) 2の「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別、立木竹、建築物、その他の工作物等の有無を記入してください。
- (2) 4の「堆積の規模」欄には、堆積の水平投影面積、高さのほか延長、体積等を記入してください。
- (3) 5の「堆積物の種類」欄は、該当符号に○印を付け、それぞれの括弧内に、具体的に記入してください。
- (4) 6の「植栽等の措置」欄には、植樹する樹木名、本数、高さのほか、塀などによる堆積物の遮蔽に関する措置を具体的に記入してください。
- (5) ※印欄は、記入しないでください。

## 2-4 その他法令等に基づく届出等

### ■ 古都保存法及び明日香村風致地区条例に基づく許可申請

明日香村は全域が古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区及び明日香村風致地区条例に基づく風致地区に指定されています。そして、歴史的風土特別保存地区は、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（明日香法）第2条第1項の歴史的風土保存計画に基づき、昭和55年12月27日から第1種歴史的風土保存地区と第2種歴史的風土保存地区に区分して指定されています。それぞれの地区は、次のような保存の大綱が示されています。

○第1種歴史的風土保存地区：現に存する歴史的風土をその状態において維持保存し、現状の変更を厳に抑制する地区

○第2種歴史的風土保存地区：第1種歴史的風土保存地区を除く地区で、住民生活に著しい支障を与えない範囲で、現状変更を抑制する地区

明日香村内において次の行為を行う場合は、古都保存法及び明日香村風致地区条例の規定に基づき、あらかじめ明日香村長の許可を得なければなりません。

風致地区内行為許可申請（協議）書や歴史的風土特別保存地区内行為許可申請（協議）書、及び行為の内容に応じて、該当する関係書類一式を、明日香村景観条例に基づく行為の届出書類と併せて提出してください。

提出部数は、「風致地区内行為許可申請（協議）書（明日香村風致地区条例施行規則 第1号様式）」及び「歴史的風土特別保存地区内行為許可申請書（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則 第1号様式）」については、それぞれ正副各1部の合計4部を提出してください。

◎詳細な内容や申請書の様式等については、お気軽に下記へお問い合わせください。

明日香村役場 総合政策課

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地

TEL：0744-54-2001（代）

許可申請が必要な行為

(1) 建築物の新築、改築、増築及び移転（移転については明日香村風致地区条例のみ） (2) 工作物の新築、改築、増築及び移転（移転については明日香村風致地区条例のみ） (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地形質の変更 (4) 木竹の伐採 (5) 土石類の採取 (6) 水面の埋立又は干拓 (7) 建築物等の色彩の変更 (8) 屋外広告物の表示又は掲出（古都保存法のみ、明日香村風致地区条例は工作物扱い） (9) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
---

許可申請に必要な書類

① 各行為に共通して必要な書類	行為の種類					
	建築物の新築・改築・増築・移転	建築物の色彩の変更	工作物の新築・改築・増築・移転	土地形質の変更等、物件の堆積	木竹類の伐採	屋外広告物の表示又は掲出
1. 風致地区内行為許可申請書（明日香村風致地区条例施行規則 第1号様式）						
2. 歴史的風土特別保存地区内行為許可申請書（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則 第1号様式）						
3. 設計書（建築物設計書、土地形質の変更等設計書、工作物設計書、木竹類伐採設計書、屋外における土石等の設計書）						
4. 位置図（行為地、方位、道路及び目標となる地物を明示した 1/2,500 以下の地図）						
② 行為ごとに必要な書類						
5. 現況図	○	○	○	○	○	○
6. 敷地丈量図	○		○	○	○	○
7. 地籍図（登記所に備え付けられている場合に限る）	○		○	○	○	○
8. 土地の登記事項証明書	○			○	○	
9. 平面図	○	○	○	○		○
10. 配置図	○	○		○		○
11. 立面図（2面、建築物のみ4面必要）	○	○	○			○
12. 構造図（石積みの場合）			○			○
13. 植栽計画図（樹種、高さも明記）	○			○		
14. 敷地断面図（2本以上）	○		○	○	○	○
15. 建物断面図（2本以上）	○					
③ その他状況に応じて必要な書類						
16. 現況写真						
17. 委任状（代理人申請の場合）						
18. 土地使用承諾書（申請者と土地所有者が異なる場合）						
19. 農家証明書（市街化調整区域での新築等の場合）※1						
20. 給排水計画書						

（※1）都市計画法第34条に基づく開発を除く。

## 文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘届・現状変更許可申請

### ○史跡指定区域及び埋蔵文化財包蔵地について

明日香村は、村全域にわたり史跡指定地又は埋蔵文化財包蔵地であり開発行為等を行う場合には、全域下記のいずれかの手続きが必要となります。

#### 史跡指定区域

---

史跡指定区域内の現状変更にあたっては、文化財保護法第 125 条に基づき、文化庁に対して現状変更の許可申請を行う必要があります。そのため、事前に十分な協議を行う必要がありますので、明日香村教育委員会文化財課と必ず事前協議を行ってください。

現状変更の許可申請は、申請に必要な書類各 5 部を明日香村教育委員会文化財課に提出してください。

#### 史跡指定区域を除く村内全域

---

史跡指定地以外の区域において、開発行為を行う場合には、企画段階で事前協議・調整を行い、文化財保護法第 93 条に基づき、工事着手の 60 日前までに「埋蔵文化財発掘届」および必要な書類各 4 部を明日香村教育委員会文化財課に提出してください。

調査方法としては、次のようなものがあります。なお、調査の実施にあたっては、奈良県教育委員会の通知された調査方法等により、届出者と関係機関(明日香村教育委員会等)で調査日程や調査位置等の協議を行います。

##### ①発掘調査

埋蔵文化財の状況を確認する必要があるときは、工事に先立って文化財課等により発掘を行います。

##### ②工事立会

埋蔵文化財を損壊しない場合や影響の少ないものは、工事の進行状況に合わせて調査員が立会を行い、土層観察・写真撮影等の記録を行います。尚、重要な遺構・遺物が検出された場合には発掘調査に移行することがあります。

書類が必要とする工事と地域

対象工事	埋蔵文化財発掘届	現状変更許可申請
建築物の新增改築等	○	○
工作物の新增改築等	○	○
土地の造成等	○	○
土木工事	○	○
土地形質の変更	○	○
その他	○	○
対象区域	村内全域 (ただし、右記の史跡指定地を除く)	石舞台古墳、高松塚古墳、牽牛子塚古墳、中尾山古墳、岩屋山古墳、マルコ山古墳、キトラ古墳、大官大寺跡、川原寺跡、飛鳥寺跡、定林寺跡、橘寺境内、豊浦寺跡(県指定)、紀寺跡(県指定)、伝飛鳥板蓋宮跡、飛鳥稲淵宮殿跡、飛鳥水落遺跡、酒船石遺跡、飛鳥京跡苑池、檜隈寺跡、岡寺跡、飛鳥池工房遺跡

届出又は申請に必要な書類

必要な書類		埋蔵文化財発掘届	現状変更許可申請
添付 図書	位置図	○	○
	平面図	○	○
	基礎断面図	○	○
	基礎伏図	○	○
	写真		○

○重要文化的景観の区域について

明日香村では、平成23年3月に「奥飛鳥の文化的景観」保存計画を策定し、平成23年9月に「奥飛鳥の文化的景観」が重要文化的景観に選定されました。

重要文化的景観の区域内において、保存計画に規定する「重要な構成要素」についての現状変更を行う場合は、文化庁の現状変更をしようとする日の30日前までに文化庁長官に届出を行う必要があります(届出書類は明日香村教育委員会に提出してください)。重要な構成要素以外に係る現状変更は、古都保存法、明日香村風致地区条例、明日香村景観条例等、明日香村内のその他地域における届出等と同様の扱いとなります。なお、文化的景観が滅失・き損した場合は滅失・き損を知った日から10日以内に届出なければなりません。

文化庁長官への届出が必要な様態・行為

届出の種類	届出が必要な様態・行為	届出日
現状変更等 (現状変更又は保存に影響を及ぼす行為)	物件の種別ごとに定める行為	現状変更しようとする日の 30日前まで
滅失	焼失、流出により物件が消失	滅失・き損を知った日から 10日以内
き損	災害等により物件の過半が破損	



◎詳細な内容や申請書の様式等については、お気軽に下記へお問い合わせください。

明日香村 教育委員会 文化財課  
 〒634-0141 奈良県高市郡明日香村大字川原91番地の3  
 TEL: 0744-54-5600

# 3

## 景観形成基準の解説

### 3-1 解説の構成

#### 全体構成

明日香村景観計画では、これまでの古都保存法及び明日香村風致地区条例に基づく行為の規制を踏襲した上で、きめ細かな景観の形成を図るための新たな基準を設けています。

明日香村景観計画に基づく景観形成基準は、古都保存法及び明日香村風致地区条例の許可基準・審査指針の構成を引き継いだ形で、「規模・建ぺい率・後退距離等に関する景観形成基準」と「意匠・形態に関する景観形成基準」の2つに分けて整理しています。

本マニュアルにおいては、村民、事業者の方々がより理解し易く、建築行為や開発行為等の種類に応じて、村全域を対象とした景観形成基準を参照できるように以下の項目に再整理し、基準の解説を加えることとしています。



(※) 景観形成特定区域の景観形成基準が定められた場合は、当該項目は景観形成特定区域の景観形成基準に従います。

索引 (明日香村景観計画に定める景観形成基準)

建築物の規模・建ぺい率・後退距離等に関する景観形成基準

行為/項目	第1種 歴史的風土保存地区		第2種 歴史的風土保存地区		記号 (掲載頁)	
	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区	第3種 風致地区		
建築物 の 新築・ 増築・ 改築	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2階建て以下とし、総2階は避けること。ただし、地理的条件及び特殊事情を考慮する。</li> </ul>				A-a-1 (35頁)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前の高さ以下かつ8m以下であること。</li> <li>・農林漁業用の物置、作業小屋等は高さ5m以下であること。</li> <li>・改築の場合は、改築前の高さ以下であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ10m以下又は従前の高さ以下であること。</li> <li>・農林漁業用の物置、作業小屋等は高さ10m以下であること。</li> <li>・改築の場合は、高さ10m以下又は改築前の高さ以下であること。</li> </ul>			
	建蔽率・ 床面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建ぺい率 2/10 以下であること。</li> <li>・制限床面積以下であること。</li> <li>・農林漁業用の物置、作業小屋等は床面積 30 m<sup>2</sup>以下であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建ぺい率 3/10 以下であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建ぺい率 4/10 以下であること。</li> </ul>	A-a-2 (40頁)	
	外壁の 後退距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁等の後退距離は、道路側 3m以上、隣地側 1.5m以上であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁等の後退距離は、道路側 2m以上、隣地側 1m以上であること。</li> </ul>		A-a-3 (41頁)	
	緑地率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地率は 4/10 以上であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地率は 3/10 以上であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地率は 2/10 以上であること。</li> </ul>	A-a-4 (42頁)	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前敷地内であり、かつ、風致と著しく不調和でないこと。</li> </ul>	—	—	A-a-5 (43頁)	
仮設の建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転の容易なものであり、かつ、風致と著しく不調和でないこと。</li> </ul>				A-b (43頁)	
地下の建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土の保存及び風致上支障のないものであること。</li> </ul>				A-c (44頁)	

建築物の意匠・形態等に関する景観形成基準

行為/項目		第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区		記号 (掲載頁)	
		第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区		
建築物の 新築・ 増築・ 改築・ 色彩の 変更等	建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻、入母屋、寄棟、方形、差掛け等の勾配屋根（片流れ屋根、招き屋根等を除く）とする。</li> <li>原則として、勾配は4～6寸勾配、軒先・ケラバ・庇の壁面からの出は450mm以上とする。</li> <li>和型瓦、わら、檜皮、銅板、木板とする。</li> <li>和型瓦は、いぶし瓦とし、形状はJIS規格の形状区分における「J形」とする、なお本瓦形は可とする。</li> <li>農林漁業用に必要な物置、作業小屋等又は床面積の合計が20㎡以下の建築物の屋根については、黒褐色又は黒色の化粧石綿セメント板・アスファルトシングル等の使用も認める。</li> <li>わら葺き屋根等を保護するため、既存の屋根を鉄板葺き等の屋根で被覆する場合は、鉄板等が黒褐色、黒色等歴史的風土と調和する色彩とする。</li> </ul>			B-a-1 (45頁)
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の表面が、土、しっくい、木板（縦張りを基本とする）その他これらに類似する外観を有する材料（モルタル、リシン吹付け等）で仕上げられたものとする。鉄板壁、ベニヤ壁等は除くものとする。</li> <li>外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレー等とする。</li> </ul>			B-a-2 (47頁)
		建具・ 建築設備 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱、扉、雨戸、格子戸、窓格子、窓枠、雨樋、戸袋等の外回りの部分は、屋根及び外壁と調和する形態及び意匠のものとし、木材、銅板、その他これらに類似する外観（褐色、黒褐色又は黒色の鉄板・アルミニウム板・硬質塩化ビニール板等を含む）を有する材料を使用しているものとする。</li> <li>バルコニーは設置しないように努める。バルコニーを設置する場合、建築物と一体的な形態をとるインナーバルコニーの採用や主要な遺跡、展望地、道路から望見されない場所への設置など、設置箇所に配慮する。屋外に設置する場合は、出幅は大屋根軒の1/2以下とし、外壁に準じた色彩を使用するなどの周囲の歴史的風土との調和に十分に配慮する。</li> </ul>			B-a-3 (48頁)
	仮設の建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>風致と著しく不調和でないこと。</li> </ul>			B-b (49頁)	
	地下の建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土の保存及び風致上支障のないものであること。</li> </ul>			B-c (49頁)	
	カーポート等	<ul style="list-style-type: none"> <li>表面が濃茶等で着色されたものとし、光沢のある材料は使用しない。</li> </ul>			B-d (50頁)	

工作物の規模・後退距離等に関する景観形成基準

行為/項目	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区		記号 (掲載頁)
	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区	
工作物の 新設・ 増築・ 改築	工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ5m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。</li> <li>改築の場合は、改築前の高さ以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ10m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。</li> <li>改築の場合は、高さ10m以下又は改築前の高さ以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。</li> </ul>	C-a (51頁)
	仮設の 工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>移転の容易なものであり、かつ、風致と著しく不調和でないこと。</li> </ul>		C-b (52頁)
	地下の 工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土の保存及び風致上支障のないものであること。</li> </ul>		C-c (52頁)
	電気供給のための電 線路、空中線系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ20mを超えるものは、建替えによる新設に限り、かつ風致と著しく不調和でないこと。</li> <li>増設では、高さ20m以下又は従前の高さ以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。</li> </ul>		C-d (53頁)
	ビニールハウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ1.5m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ5m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。</li> </ul>	C-e (53頁)
	屋外の自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置は、道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しない。また、複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置する。</li> </ul>		C-f (54頁)

工作物の意匠・形態等に関する景観形成基準

行為/項目	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区		記号 (掲載頁)	
	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区		
工作物の 新設・ 増築・ 改築	塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀は、土塀、板塀（板は縦張を基本とする）、石塀(石垣を含む)又は土塀に類似する外観を有する白色又は黒色のモルタル塀等とする。</li> <li>リシン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレーとする。</li> </ul>			D-a (55頁)
	フェンス・柵等	<ul style="list-style-type: none"> <li>表面が濃茶等で着色されたものとする。</li> </ul>			D-b (56頁)
	棒状工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>表面が濃茶等で着色されたものとする。</li> </ul>			D-c (56頁)
	擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然石を使用した石積み（野面石積、玉石積、雑割石積、割石積、間知石積等）又はこれに類似する外観を有するものとする。</li> </ul>			D-d (57頁)
	ビニールハウス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>被覆材は無色透明若しくは半透明又は黒色の軟質プラスチックフィルムとし、寒冷紗(遮光網を含む)にあっては、白色、緑色又は黒色とする。</li> </ul>			D-e (57頁)
	屋外の自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>基調となる色彩は、茶、濃茶、ベージュとし、その他の色彩を用いる場合は、木製格子等により目隠しを設置する。</li> </ul>			D-f (58頁)
	その他の工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>色彩は濃灰、濃茶等で着色されたものとする。</li> </ul>			D-g (59頁)

土地の形質の変更等に関する景観形成基準

行為/項目	第1種 歴史的風土保存地区		第2種 歴史的風土保存地区		記号 (掲載頁)
	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区	第3種 風致地区	
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可建築物、工作物の新築、改築、増築のための最小限度のものであること。</li> <li>建築物の敷地内、文化財の調査、道路等の設置、管理等のためのものであること。</li> <li>変更後の土地について、植栽その他必要な措置を行い、かつ木竹の育成に支障を及ぼすおそれのないものであること。</li> </ul>				E-a (60頁)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地、牧草地に接する土地の開墾であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の開墾、農道、林道、用排水施設の設置、管理であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の開墾、農道、林道、用排水施設の設置、管理であること。</li> </ul>		
擁壁・ 法面	<ul style="list-style-type: none"> <li>1haを超える土地の形質の変更にあつては、法の高さが2m以下であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1haを超える土地の形質の変更にあつては、3m以下であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1haを超える土地の形質の変更にあつては、4m以下であること。</li> </ul>	E-b (63頁)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁を伴う土地の形質の変更にあつては、擁壁が「工作物/擁壁」の基準に該当するものとする。</li> <li>法を生じる土地の形質の変更にあつては、畦畔法面等の小規模なものを除き、法面に植栽その他の歴史的風土の維持保存上必要な措置を行う。</li> </ul>				
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致をそこなうおそれが少ないこと。               <ol style="list-style-type: none"> <li>許可された建築物等の建築、土地の形質の変更のために必要な最小限度のものであること。</li> <li>森林の択伐であること。</li> <li>伐採後の成林が確実な1ha以下の皆伐（知事が指定した森林の区域外の伐採）であること。</li> <li>森林の区域外の木竹の伐採であること。</li> </ol> </li> <li>森林の皆伐又は森林地区内における土地の形質の変更のための木竹の伐採については、森林が著名な地形・地物等を構成するもの又は主要な遺跡、展望地等からの景観を構成する重要な要素となるときは、歴史的風土を損なうことのないよう特に慎重に配慮すること。</li> </ul>				F-a (64頁)
土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>露天掘りでなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼさないこと。</li> </ul>				G-a (65頁)
水面の埋立又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土ならびに風致と著しく不調和とならないこと。</li> <li>当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の育成に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</li> </ul>				H-a (66頁)
物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土の保存及び風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</li> </ul>				I-a (67頁)

## 3-2 行為別の基準の解説

### 建築物の新築・増築・改築

#### A. 建築物の規模・建ぺい率・後退距離等に関する基準

##### A-a. 建築物

##### A-a-1. 高さ

##### ■ 建築物の高さに関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2階建て以下とし、総2階は避けること。ただし、地理的条件及び特殊事情を考慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前の高さ以下かつ8m以下であること。</li> <li>・農林漁業用の物置、作業小屋等は高さ5m以下であること。</li> <li>・改築の場合は、改築前の高さ以下であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ10m以下又は従前の高さ以下であること。</li> <li>・農林漁業用の物置、作業小屋等は高さ10m以下であること。</li> <li>・改築の場合は、高さ10m以下又は改築前の高さ以下であること。</li> </ul>	

##### ■ 解説

- ① 「総2階」とは、2階の面積が1階とほとんど等しい2階建ての建物です。総2階建ての建物は、単調な壁面や屋根面となってしまうため、明日香村の歴史的な景観と馴染みません。下屋を設ける等の工夫により、総2階は避けることとします。  
明日香村では、「長辺を含む2面以上で2階部分の壁面が1階部分の壁面よりも半間(0.91m)以上後退していること」を基準とします。
- ② 「ただし地理的条件及び特殊事情を考慮する」の規定は以下の場合に適用することとします。
  - <地理的条件>
    - 山間・山麓地域において地形条件により吉野建とする場合は、周囲の景観と不調和にならない範囲内において、3階建も可とする。(事前に明日香村役場と協議を行ってください。)
  - <特殊事情>
    - 以下のいずれかの事情に適合する場合は、総2階建も可とする。(事前に明日香村役場と協議を行ってください。)
    - ・敷地が狭く下屋を設けられない場合

- ・歴史的な町並みの形成上支障がないと認められる場合
  - ・建築物の用途を満たすために不可欠であると認められる場合
  - ・製造業における製造工程の関係上不可欠でありかつ主要な遺跡、展望地、道路（本マニュアルの37～39頁参照）から望見されない場合
- なお、これらの場合においても、各階の間に和瓦葺・板葺等の庇を設けることにより、単調な壁面とならないよう工夫し、また、景観を阻害するおそれのある場合は、植栽等により遮蔽するなど、見え方を工夫することとします。



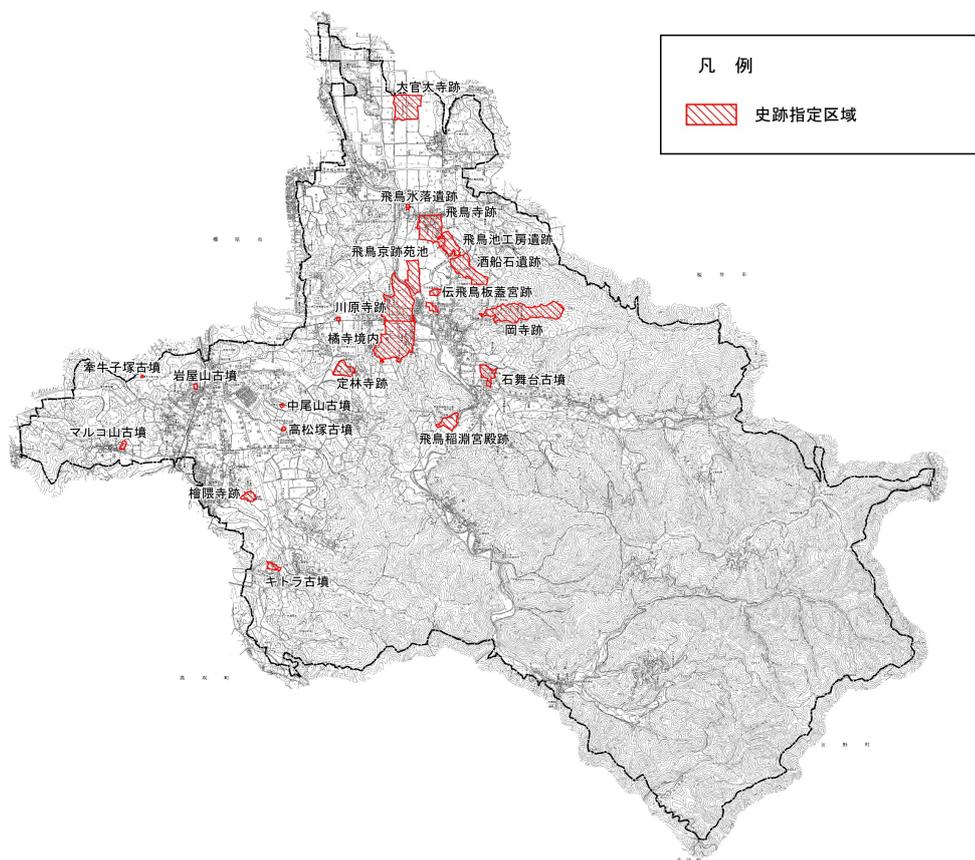
- ③農林漁業用の物置、作業小屋等は、高さ基準を遵守するのみならず、主要な遺跡、展望地、道路（本マニュアルの37～39頁参照）から望見されない場所への配慮や稜線を切らない配置、植栽による遮蔽等の工夫など、周囲の歴史的風土ならびに良好な景観との調和に配慮する。

「主要な遺跡、展望地、道路」について

主要な遺跡とは国指定特別史跡及び史跡、展望地とは、明日香村景観計画第1部第3章第2節に示す視点場、道路は同節に示す景観軸（道路軸）とします。

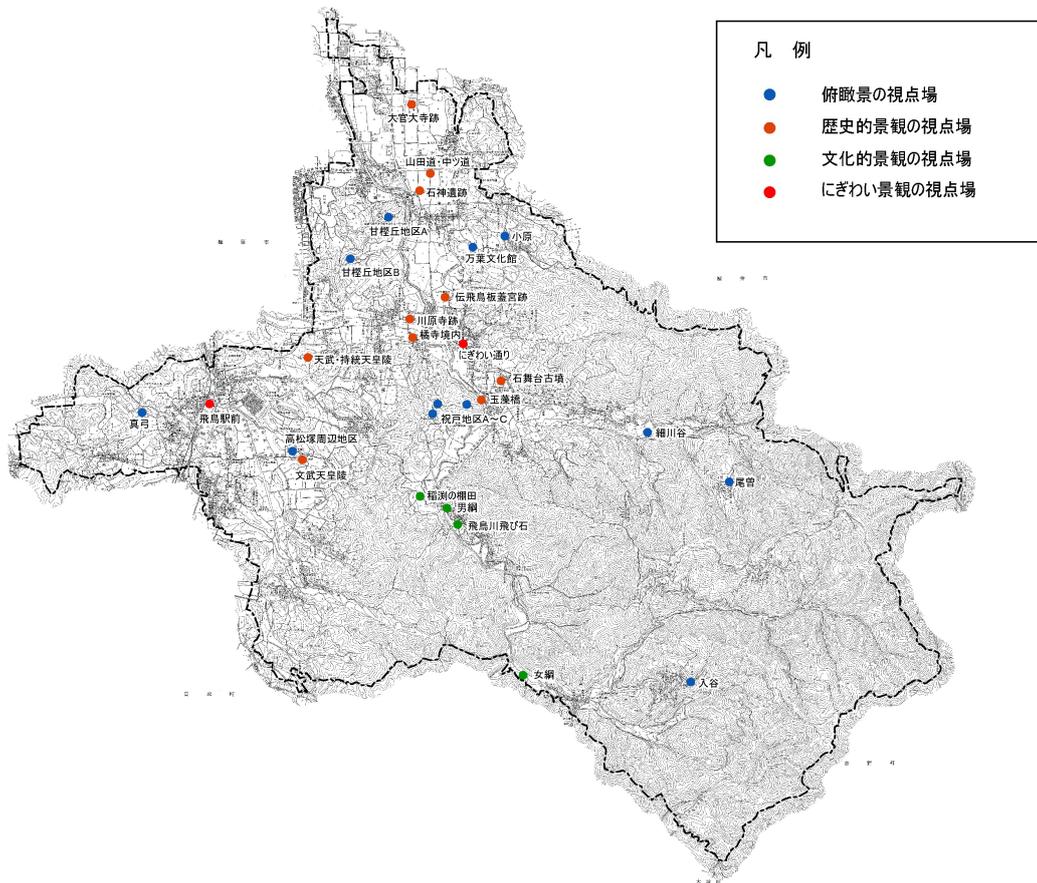
【視点場となる主要な遺跡（国指定特別史跡及び史跡）】

種別	名称
国指定特別史跡	石舞台古墳、高松塚古墳、キトラ古墳
国指定史跡	川原寺跡、大官大寺跡、牽牛子塚古墳、中尾山古墳、酒船石遺跡 定林寺跡、飛鳥寺跡、橘寺境内、岩屋山古墳、伝飛鳥板蓋宮跡 飛鳥水落遺跡、飛鳥稲淵宮殿跡、マルコ山古墳、飛鳥池工房遺跡 檜隈寺跡、岡寺跡、飛鳥京跡苑池



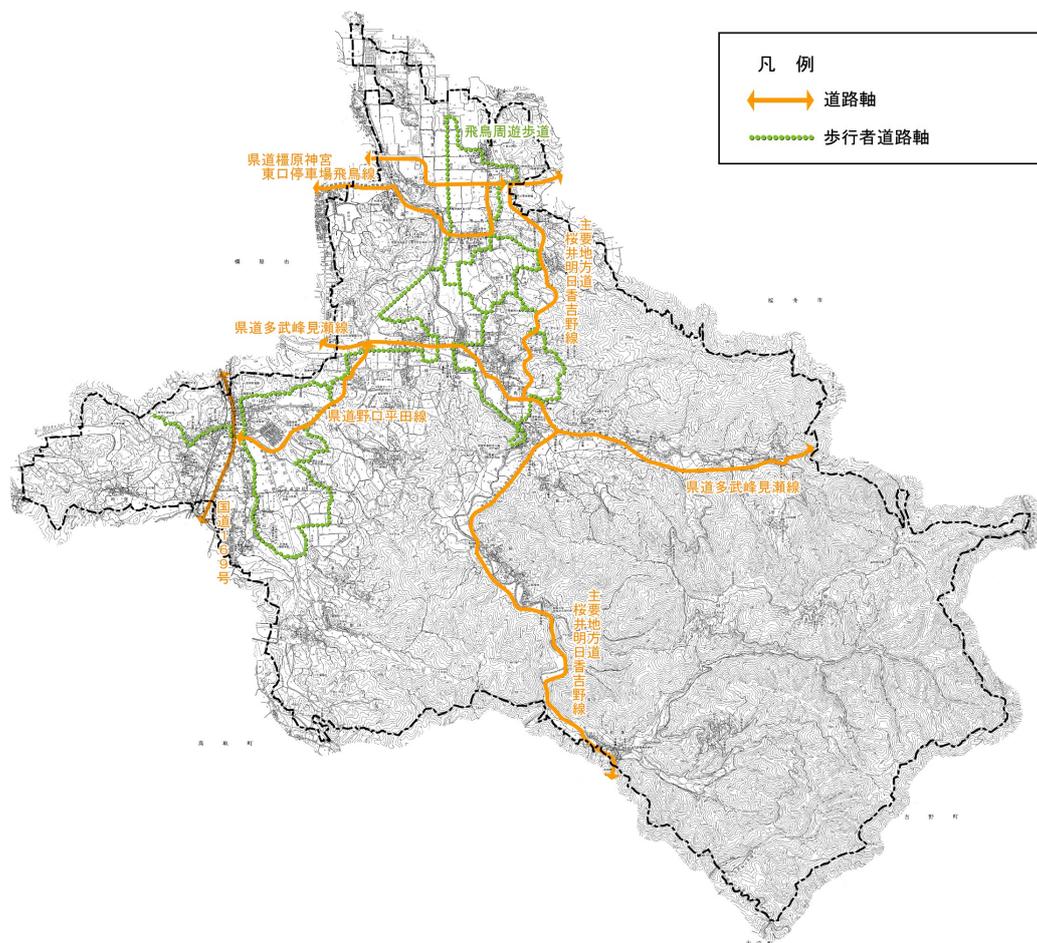
【視点場となる主要な展望地（明日香村景観計画第1部第3章第2節：視点場）】

種別	視点場
俯瞰景の視点場	国営飛鳥歴史公園甘樫丘地区（甘樫丘展望台、川原展望台） 国営飛鳥歴史公園祝戸地区（西展望台、東展望台、展望台） 国営飛鳥歴史公園高松塚地区（展望地点） 細川谷、尾曾、入谷、小原、真弓、万葉文化館
歴史的景観の視点場	石舞台古墳、川原寺跡、大宮大寺跡、橘寺境内、 伝飛鳥板蓋宮跡、天武・持統天皇陵、文武天皇陵 山田道・中ツ道、石神遺跡、玉藻橋
文化的景観の視点場	飛鳥川飛び石、男綱・女綱、稲渕の棚田を望む場
にぎわい景観の視点場	飛鳥駅前、にぎわい通り



【視点場となる主要な道路(明日香村景観計画第1部第3章第2節:景観軸(道路軸及び歩行者道路軸))】

種別	視点場
道路軸	国道 169 号 主要地方道桜井明日香吉野線 県道橿原神宮前東口停車場飛鳥線 県道多武峰見瀬線 県道野口平田線
歩行者道路軸	飛鳥周遊歩道



## A-a-2. 建蔽率・床面積

### ■ 建築物の建蔽率・床面積に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致 地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成 基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建ぺい率 2/10 以下であること。</li> <li>・制限床面積以下であること。</li> <li>・農林漁業用の物置、作業小屋等は床面積 30 m<sup>2</sup> 以下であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建ぺい率 3/10 以下であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建ぺい率 4/10 以下であること。</li> </ul>

### ■ 解説

- ①「制限床面積」は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（以下「古都保存法施行令」という）第7条に規定されています。「制限床面積」とは、当該建築物の敷地における次に掲げる床面積の合計をいいます。
- (1) 特別保存地区に関する都市計画が定められた際現に存した建築物の床面積
  - (2) 特別保存地区に関する都市計画が定められた際現に新築、改築又は増築の工事中の建築物の床面積
  - (3) 特別保存地区に関する都市計画が定められた日の前日から起算して前6月以内に建替えのために除却した建築物の全部又は一部で、当該都市計画が定められた際まだ建替えのための新築又は改築の工事に着手していないものの床面積
  - (4) 特別保存地区に関する都市計画が定められる前に災害により滅失した建築物の全部又は一部で、当該都市計画が定められた際また復旧のための新築又は増築の工事に着手していないものの床面積
  - (5) 次に掲げる建築物が、いずれも住宅（住宅と事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）又は住宅部分を有するものであるときは、60平方メートル
    - イ 特別保存地区に関する都市計画が定められた際現に存した建築物、当該都市計画が定められる前に最後に存した建築物又は当該都市計画が定められた際現に新築、改築若しくは増築の工事中の建築物
    - ロ 当該新築に係る古都保存法施行令第6条第一号ホ(2)の普通建築物又は当該増築前の普通建築物
    - ハ 当該新築又は増築後の建築物
- (※) この「床面積」には、建築基準法施行令第1条第2号に規定する地階の床面積は、算入しない。
- ②明日香村風致地区条例に基づき、建ぺい率は第1種風致地区で20%、第2種風致地区で30%、第3種風致地区で40%と規定されています。ただし、既存集落区域の既存宅地の建ぺい率及び容積率は、「市街化調整区域における容積率等の指定方針」（平成14年6月、奈良県）に基づき、風致地区の種別にかかわらず200/70（容積率/建ぺい率）と設定しています。また、建ぺい率につ

いては、土地の状況により支障がないと認められる次に掲げる場合等においては、この限りではないこととします。

- (1) 建築物の建替であり、従前より風致景観が改善されると認められ、建替え前の建築物及びその敷地が次に掲げる要件に適合している場合
  - イ 当初の風致地区種別指定（昭和45年6月14日（一部区域においては昭和55年12月27日）以前より存在した建築物の建替えであり、かつ、その後、改築又は増築をした場合にあっては、その改築又は増築においても条例上適法であったもの  
また、当初の指定以後、風致地区内行為許可を得た建築物等、条例上適法な状態で建築されているもの
  - ロ 建替え前の建築物が、原則として、新築しようとする建築物の許可処分時に現存すること
  - ハ 建替え時の敷地が建替え前の建築物を新築した際の敷地（改築又は増築した場合にあっては、改築又は増築時の敷地）に原則、変更がないこと
- (2) 当該建築物の位置、規模、形態及び意匠並びに外構計画、植栽計画を含む全体計画が行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和しており、風致の維持上、支障がないと認められる場合

### A-a-3. 外壁の後退距離

#### ■ 建築物の外壁の後退距離に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	・外壁等の後退距離は、道路側3m以上、隣地側1.5m以上であること。 ・外壁等の後退距離は、道路側2m以上、隣地側1m以上であること。		

#### ■ 解説

- ① 建築物の後退距離とは、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地の境界線までの距離をいう。  
土地の状況により支障がないと認められ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでないこととする。
  - (1) 「A-a-2②(1)」の規定が適用されるものである場合
  - (2) 建築基準法施行令第135条の20（外壁の後退距離に関する制限の緩和）各号に規定されているものに該当する場合
  - (3) 建築基準法施行令第1条第2号に規定する地階に該当する建築物であって、本マニュアルの「3-5 用語の解説」において規定する地下に設ける建築物に該当しない場合
  - (4) 当該建築物の位置、規模、形態及び意匠ならびに外構計画、植栽計画を含む全体計画が行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和しており、風致の維持上、支障がないと認められる場合。

### A-a-4. 緑地率

#### ■ 建築物の存する敷地の緑地率に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	・緑地率は 4/10 以上であること。	・緑地率は 3/10 以上であること。	・緑地率は 2/10 以上であること。

#### ■ 解説

①「緑地率」とは、当該建築物の敷地面積に対する植栽面積の割合です。

(1) 植栽の面積は、次の表の区分に応じ、当該面積の合計について算定することとします。この場合において、植栽には高さが1メートル以上の樹木が1本以上存することを要します。

区 分		植栽面積
1	高木（高さが2.5m以上の樹木をいう。）	一本につき7㎡
2	中木（高さが1m以上2.5m未満の樹木をいう。）	一本につき3㎡
3	低木（高さが0.5m以上1m未満の樹木をいう。）	一本につき1㎡
4	芝生等	水平投影面積
5	樹林又は群植	水平投影面積

備考

- ・高木、中木及び低木の一本当たりの植栽の面積の算定については、樹冠の水平投影面積がこの表の下欄の面積を超えるときは、当該水平投影面積について算定することができる。
- ・高さが0.5メートル未満の樹木は芝生等を含むものとする。
- ・高さが1メートル未満の樹木は、樹林又は群植に含まないものとする。

(2) 植栽面積の算定にあたっては、1. 高木、2. 中木、3. 低木、4. 芝生等を対象としますが、原則として、樹木による植栽により各種別に応じた植栽面積を確保することとし、高木等を植えることが困難であるなど敷地形状等によりやむを得ない場合について、芝生等により不足分を補うよう指導します。

(3) 算定方法は条例施行規則第5条に定めるとおりとし、詳細については以下のとおり取り扱うこととします。また、高木、中木及び低木の高さとは、植栽時の高さをいい、申請時において建築物の敷地として設定される土地内に樹木を残存させる場合は、申請時の高さをいうこととします。

- ア. 高木、中木又は低木の場合の植栽面積については、一本当たり7㎡、3㎡、1㎡と算定するが、枝張りが大きく、風致の維持に有効と認められる場合については、樹冠（樹木の枝や葉の茂っている部分）の水平投影面積を算定することもできるものとする。
- イ. 芝生等には高さ50cm 未満の樹木、芝等の地被植物（コウライ芝等の芝の外、笹、苔類、リュウノヒゲ、ユキノシタ等の常緑の小草類）を含むものとする。
- ウ. 地形上芝生等を張ることが困難でやむを得ない場合は、芝等の地被植物の種子吹付けを行うことにより、芝生等とみなすことができる。

②本基準について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りでないこととします。

- ア. 建築物が第6の規定（建替のただし書）によるただし書が適用されるものである場合
- イ. 急傾斜地や不整形地等敷地の状況により基準を満たす植栽が困難であると認められ、かつ、周辺の風致と不調和でないと認められる場合

### A-a-5. その他

#### ■ 建築物のその他の景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	・従前敷地内であり、かつ、風致と著しく不調和でないこと。		

#### ■ 解説

①第1種歴史的風土保存地区は、歴史的風土を保存するため必要な部分で、現状の変更を厳に抑制し、その状態において歴史的風土の維持保存を図るべき地域であるため、従前敷地内での建替のみを可としています。

### A-b. 仮設の建築物

#### ■ 仮設の建築物の規模等に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	・移転の容易なものであり、かつ、風致と著しく不調和でないこと。		

#### ■ 解説

①仮設建築物には、工事に際して設置される事務所等の仮設建築物、建築基準法第85条第5項に規定される仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物が該当します。

②建築基準法第85条第5項に規定される仮設興行場などの仮設建築物については以下のとおりとします。

- (1) 臨時的かつ短期間使用を目的としたもので撤去されることが明確である事が前提となります。
- (2) 対象となりうる建築物は、法文中に例示してある「仮設興行場、博覧会建築

物、仮設店舗」と「その他これらに類する仮設建築物」ですが、後者については、それに該当するものであるかどうかをあらかじめ奈良県と協議しておくことが必要となります。

- (3) 具体的な取扱いとしては次のようなことが考えられますが、許可にあたっては安全上、防火上、衛生上の観点から慎重に判断し、必要に応じて条件を追加します。
- ・「仮設店舗」について、建築物の建替工事期間中に従前の建築物に替えて必要な仮設店舗、催し物の際に設置される店舗並びに季節的利用のみを行うことが明らかである店舗等を指します。
  - ・「1年以内の期間」について、建築基準法第85条第5項の許可は「建築」の許可であることから、許可の期間は原則として許可の日から除却の日まで1年以内とします。
  - ・「当該工事の施工上必要と認める期間」について、期間は限定されていないが、建築基準法第85条第5項の許可の場合は工事現場以外に建築されるものであり、仮設許可の主旨から長期間建築物が存続することは望ましくなく、また、周辺に対する影響が懸念されます。従って、長期間にわたる期間建築物を存続させようとする場合は、本設の建築物として建築確認を受けることが望まれます。(特別な事情により、長期間の許可が必要な場合は、緩和する条項を限定するなどして、安全上、防火上、衛生上の観点から慎重に判断する必要があります。)

**A-c. 地下の建築物**

■ 地下の建築物の規模等に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致 地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成 基準	・歴史的風土の保存及び風致上支障のないものであること。		

■ 解説

- ①地下の工作物の規模等について、「歴史的風土の保存及び風致上支障のないものであること」とは、以下に該当することとします。
- (1)埋蔵文化財等の保護に十分配慮すること
  - (2)必要最小限の規模であること。
  - (3)地形を大きく改変するものでないこと
  - (4)周囲の町並みや自然環境との調和のため、敷地内に植栽スペースを確保できるような位置、規模とされていること

## B. 建築物の形態・意匠等に関する基準

### B-a. 建築物

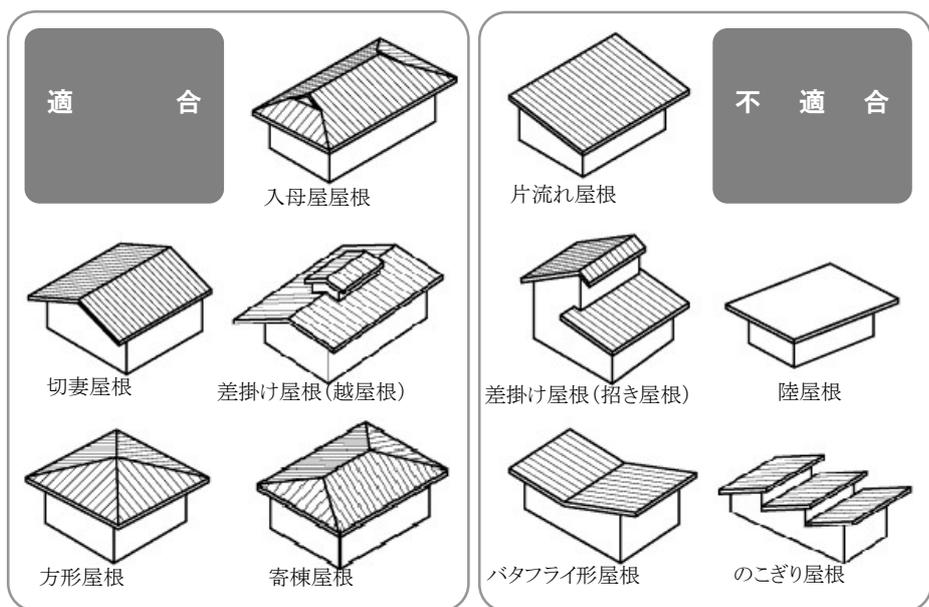
#### B-a-1. 屋根

#### ■ 建築物の屋根に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切妻、入母屋、寄棟、方形、差掛け等の勾配屋根（片流れ屋根、招き屋根等を除く）とする。</li> <li>・原則として、勾配は4～6寸勾配、軒先・ケラバ・庇の壁面からの出は450mm以上とする。</li> <li>・和型瓦、わら、檜皮、銅板、木板とする。</li> <li>・和型瓦は、いぶし瓦とし、形状はJIS規格の形状区分における「J形」とする、なお本瓦形は可とする。</li> <li>・農林漁業に必要な物置、作業小屋等又は床面積の合計が20㎡以下の建築物の屋根については、黒褐色又は黒色の化粧石綿セメント板・アスファルトシングル等の使用も認める。</li> <li>・わら葺き屋根等を保護するため、既存の屋根を鉄板葺き等の屋根で被覆する場合は、鉄板等が黒褐色、黒色等歴史的風土と調和する色彩とする。</li> </ul>		

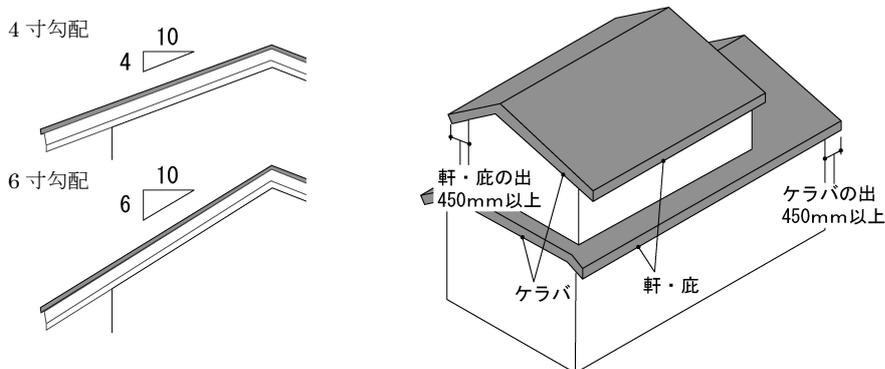
#### ■ 解説

- ① 屋根の形状は、切妻、入母屋、寄棟、方形、差掛け等を可としています。入母屋屋根切妻屋根、差掛け屋根（越屋根）を基本とします。
- ② 寄棟屋根及び方形屋根を採用する場合は、明日香村の歴史的風土ならびに歴史的な景観との調和に十分に配慮するものとします。



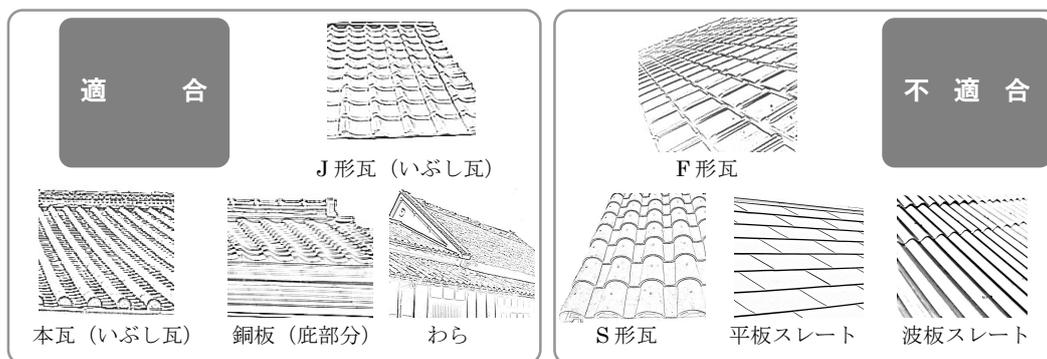
③屋根勾配は、4寸勾配から6寸勾配とします。なお、下図に示すように、4寸勾配は4/10、6寸勾配は6/10となります。

④ケラバとは、切妻屋根の妻側（棟の両端部）の端部です。



⑤「和型瓦」とは、JIS規格の形状区分におけるJ形です。F形（平板瓦を含む洋形）、S形等は不可とします。また、素材は、「いぶし瓦」とします。なお、金属瓦、セメント瓦、スレート系（平板・波板）は認めないこととします。

⑥「檜皮、銅板、木板」は、社寺建築等を除き、庇への使用を基本とします。



⑦和型瓦屋根の色彩は JIS 規格に採用されている「色の表示方法—三属性による表示 (JIS Y. 8721)」に準拠した「マンセル表色系」を用い以下のように設定します。(具体は本マニュアル3-3参照)

	色 相	明 度	彩 度
YR 系	0. 0YR (1 0R) ~ 4. 9YR	5. 0以下	1. 0以下
	5. 0YR~ 9. 9YR	5. 0以下	2. 0以下
Y 系	0. 0Y (1 0YR) ~ 5. 0Y	5. 0以下	2. 0以下
	5. 1Y~ 9. 9Y	5. 0以下	1. 0以下

無彩色	1. 0以上 5. 0以下	N
-----	------------------	---

(※) 上記以外の色彩の使用は認めないこととします。

⑨わら葺き屋根等を鉄板葺き等の屋根で被覆する場合の鉄板等の色彩は、⑧で示した色彩基準を準用します。

## B-a-2. 外壁

### ■ 建築物の外壁に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の表面が、土、しっくい、木板（縦張りを基本とする）その他これらに類似する外観を有する材料（モルタル、リシン吹付け等）で仕上げられたものとする。鉄板壁、ベニヤ壁等は除くものとする。</li> <li>・外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレー等とする。</li> </ul>		

### ■ 解説

- ①以下の外壁を推奨し、助成を設けています。
- (1) 伝統工法によるしっくい壁及び土壁
  - (2) 伝統工法によらないしっくい壁及び土壁
  - (3) 伝統工法によらない白色又は濃灰色のしっくい調の仕上げ
  - (4) 板壁（板壁は縦張りを基本とする）（鉄板壁、ベニヤ壁等は除く）
- ②「土、しっくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料」は、以下のとおりとします。
- (1) しっくい壁にあつては、白色又は黒色とする。
  - (2) 「これらに類する外観を有する」とは、土物壁、荒壁及びしっくい壁に類似する外観を有するモルタル壁を含む。
  - (3) リシン吹付け等とは、砂壁状仕上げ、スタッコ状仕上げ、ゆず肌状仕上げ等とし、表面は目地・模様（例えば、タイル張り調、石張り調等）のないものとする。
- ③伝統工法によらないしっくい調の仕上げやリシン吹付け等による仕上げとする場合、色彩は JIS 規格に採用されている「色の表示方法—三属性による表示（JIS Y. 8721）」に準拠した「マンセル表色系」を用い以下のように設定します。（具体は本マニュアル3-3参照）

色 相		明 度	彩 度
YR系	5. 0YR～9. 9YR	7. 0以上 8. 0以下	3. 0以下
Y系	0. 0Y（1. 0YR）～2. 5Y	7. 0以上 8. 0以下	4. 0以下

無彩色	5.0以上 9.0以下	N
-----	----------------	---

(※) 上記以外の色彩の使用は認めないこととします。

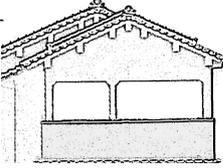
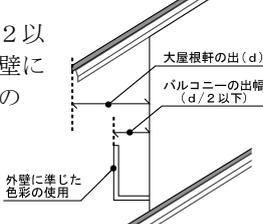
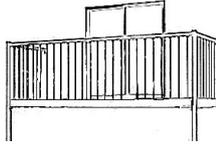
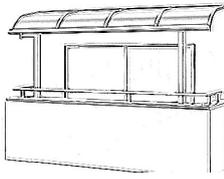
**B-a-3. 建具・建築設備等**

■ 建築物の建具・建築設備等に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱、扉、雨戸、格子戸、窓格子、窓枠、雨樋、戸袋等の外回りの部分は、屋根及び外壁と調和する形態及び意匠のものとし、木材、銅板、その他これらに類似する外観（褐色、黒褐色又は黒色の鉄板・アルミニウム板・硬質塩化ビニール板等を含む）を有する材料を使用しているものとする。</li> <li>バルコニーは設置しないよう努める。バルコニーを設置する場合、建築物と一体的な形態をとるインナーバルコニーの採用や主要な遺跡、展望地、道路から望見されない場所への設置など、設置箇所に配慮する。屋外に設置する場合は、出幅は大屋根軒の1/2以下とし、外壁に準じた色彩を使用するなどの周囲の歴史的風土との調和に十分に配慮する。</li> </ul>		

■ 解説

- ① 「類似する外観を有する材料」の色彩は、「B-a-2」で示した色彩基準を準用します。
- ② バルコニーは設置しないよう努めることとしますが、やむを得ず設置する場合には、主要な遺跡、展望地、道路（本マニュアルの37～39頁参照）から望見されないものとし、下図左に示すようなインナーバルコニー又は大屋根軒の1/2以下の出幅の外壁に準じた色彩（B-a-2参照）のものを採用することとします。

<p><b>適 合</b></p> <p>バルコニーは設置しない。やむを得ず設置する場合は以下を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○主要な遺跡、展望地、道路から望見されないもの</li> <li>○インナーバルコニー</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>○大屋根軒の1/2以下の出幅で、外壁に準じた色彩のもの</li> </ul> 	<p><b>不 適 合</b></p> <p>外壁に張り出したバルコニー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○主要な視点場から望見されるもの</li> <li>○大屋根軒の出の1/2以上の出幅があるもの</li> </ul>  
---	--

**B-b. 仮設の建築物**

■ 仮設の建築物の形態意匠等に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	・風致と著しく不調和でないこと。		

■ 解説

- ①仮設の工作物についても、屋根形状や屋根・外壁の材料、色彩など、可能な限り「B. 建築物の形態・意匠等に関する基準」に適合したものとなるよう努めます。特に、色彩については、基準に適合しない場合であっても、周囲の町並みや自然環境に調和した色彩とすることとします。

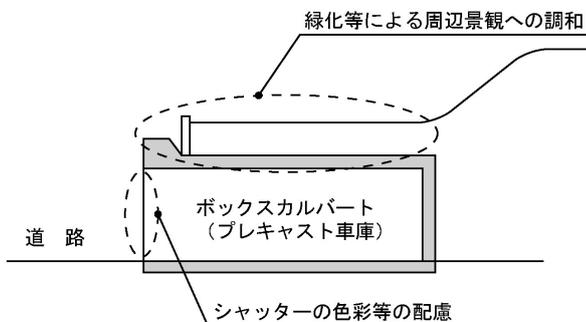
**B-c. 地下の建築物**

■ 地下の建築物の形態意匠等に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	・歴史的風土の保存及び風致上支障のないものであること。		

■ 解説

- ①露出する部分の形態、意匠については、可能な限り「B. 建築物の形態・意匠等に関する基準」に適合したものとし、やむを得ずその他の形態・意匠等を用いる場合は、周囲の町並みや自然環境を阻害しないよう色彩等に十分に配慮するとともに、緑化等により周辺環境との調和を図ることとします。



B-d. カーポート等

■ カーポートの形態意匠等に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	・表面が濃茶等で着色されたものとし、光沢のある材料は使用しない。		

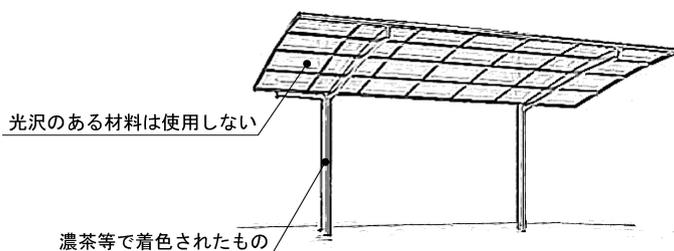
■ 解説

- ①表面の色彩は、JIS規格に採用されている「色の表示方法—三属性による表示（JIS Y. 8721）」に準拠した「マンセル表色系」を用い以下のように設定します。（具体は本マニュアル3-3参照）

色相		明度	彩度
YR系	5.0YR～9.9YR	3.0以下	2.0以下
Y系	0.0Y（10YR）～5.0Y	3.0以下	2.0以下

（※）上記以外の色彩の使用は認めないこととします。

- ②屋根面の材料は、光沢のある材料は使用しないこととします。



- ③カーポートは生活上不可欠なものであり、設置自体を規制するものではありません。しかし、主要な遺跡、展望地、道路（本マニュアルの37～39頁参照）からの見え方に配慮した配置、植栽等による遮蔽などの工夫により、明日香村の歴史的風土ならびに良好な景観との調和を図ることとします。

- ④カーポートは、普通自動車2台分（約20㎡程度）までとするよう努めることとします。
- ⑤施設に付属する大規模な平面駐車場（3台以上の自動車を駐車し、自家用以外の用途に供されるもの）については、YR系の土色の色彩の舗装の採用や前面の歩道等との舗装の連続性への配慮、植栽による修景などにより、周辺の景観との調和に努めます。
- ⑥閉鎖感のあるシャッターなどの設置は極力避けることとし、植栽等による修景に努めます。

## ■ 工作物の新設・増築・改築

### C. 工作物の規模・後退距離等に関する基準

#### C-a. 工作物

##### ■ 工作物の規模・後退距離等の景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致 地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成 基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ5m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。</li> <li>改築の場合は、改築前の高さ以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ10m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。</li> <li>改築の場合は、高さ10m以下又は改築前の高さ以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。</li> </ul>	

##### ■ 解説

- ①塀・柵の高さは、歩行者等が圧迫感を与えない高さとするとし、原則として、高さ2m以下とするよう努めることとします。
- ②擁壁・法面の高さについては、以下の規定を踏まえるとともに、可能な限り現況地形を活かして擁壁や法面の高さを抑え、歩行者等に圧迫感を与えない高さとするよう努めることとします。
  - (1)1haを超える土地の形質の変更（奈良県風致地区条例）
    - 第1種風致地区では高さ2m以下
    - 第2種風致地区では高さ3m以下
    - 第3種風致地区では高さ4m以下
  - (2)1ha以下の土地の形質の変更等（奈良県風致地区条例に基づく許可の審査指針）
 

上記の高さを超える法が生じる場合には、適切な植栽を行うこと等により当該土地及びその周囲の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものとする。(1)に規定する高さ以下を基本とする。
- ③明日香村の歴史的風土及び風致との調和を図るため、行為地周辺に山林等の樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとするとし、また、主要な遺跡、展望地、道路（本マニュアルの37～39頁参照）からの見え方や稜線を切らないよう、高さや配置には十分に配慮することとします。

## C-b. 仮設の工作物

### ■ 仮設の工作物の景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	・ 移転の容易なものであり、かつ風致と著しく不調和でないこと。		

### ■ 解説

- ① 仮設の工作物とは、以下に該当するものであり、かつ、その設置期間が原則として1年以内のものとし、
- (1) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられるテントやステージなど
  - (2) 工事に必要な柵、フェンスなど
- ② 明日香村の歴史的風土及び風致との調和を図るため、行為地周辺に山林等の樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとするものとします。また、主要な遺跡、展望地、道路（本マニュアルの37～39頁参照）からの見え方や稜線を切らないよう、高さや配置に配慮することとします。

## C-c. 地下の工作物

### ■ 地下の工作物の景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	・ 歴史的風土の保存及び風致上支障のないものであること。		

### ■ 解説

- ① 「歴史的風土の保存及び風致上支障のないものであること」とは、敷地内に植栽スペースを確保できるような位置、規模とするよう配慮されていることとし、露出する部分の形態、意匠については、「D. 工作物の形態・意匠等に関する基準」に適合したものを基本とし、やむを得ずその他の形態・意匠等を用いる場合は、周囲の町並みや自然環境を阻害しないよう十分に配慮することとします。

C-d. 電気供給のための電線路、空中線系統

■ 電気供給のための電線路、空中線系統の高さ等の景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ20mを超えるものは、建替えによる新設に限り、かつ風致と著しく不調和でないこと。</li> <li>増設では、高さ20m以下又は従前の高さ以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。</li> </ul>		

■ 解説

- ①基準に示すように、高さ20m以下を基本としますが、電線類の地中化や良好な町並みが形成されている区域における電線類の裏配線や軒下配線などにより、出来る限り電線類が目立たないよう工夫をします。

C-e. ビニールハウス

■ ビニールハウスの高さ等の景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ1.5m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ5m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。</li> </ul>	

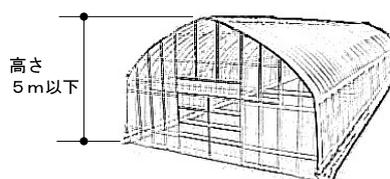
■ 解説

- ①第1種歴史的風土保存地区は、歴史的風土を保存するため重要な部分で、現状の変更を厳に抑制し、その状態において歴史的風土の維持保存を図るべき地域であるため、高さ地盤面からの高さが1.5m以下であり、かつ、風致と著しく不調和でないものとしています。この場合、明日香村景観条例に基づく届出ならびに古都保存法・明日香村風致地区条例に基づく許可申請は不要となりますが、ビニールハウスの設置規模や見え方に配慮し、明日香村の歴史的風土ならびに良好な景観との調和に配慮するよう努めることとします。



高さ1.5m以下のミニビニールハウスの設置は可能ですが、主要な史跡の周辺での多用を控えるなど、歴史的風土や良好な景観との調和への配慮が求められます。

- ②第2種歴史的風土保存地区・第2種風致地区又は第3種風致地区の区域においては、地盤面からの高さが5m以下であり、



かつ、風致と著しく不調和でないものとしています。必要最小限の規模、高さとするとともに、配置や後述するビニールの色彩などを工夫することにより、明日香村の歴史的風土ならびに良好な景観との調和に配慮するよう努めることとします。

③鉄骨造のビニールハウスは仮設の建築物として扱われます。

## C-f. 屋外の自動販売機

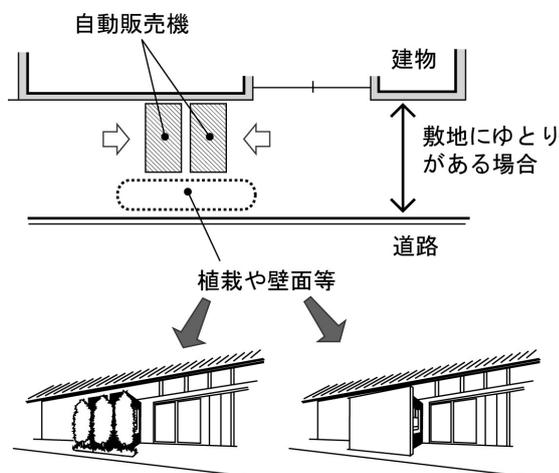
### ■ 屋外の自動販売機に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	・位置は、道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しない。また、複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置する。		

### ■ 解説

①道路から後退して設置するなど、景観を阻害しないよう配置等を工夫することとします。主要な遺跡、展望地、道路（本マニュアルの37～39頁参照）から望見される場合は、特に配置やデザイン（「D-f」参照）に配慮することとします。

②敷地にゆとりがある場合は、自動販売機の向きを90度回転し（道路に対して垂直方向）、植栽や壁面を設置するなど、露出度を抑えるよう工夫しましょう。



## D. 工作物の形態・意匠等に関する基準

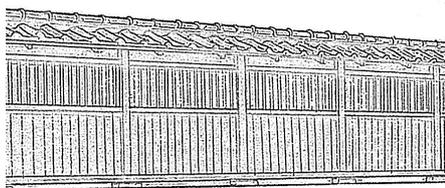
### D-a. 塀

#### ■ 塀に関する景観形成基準

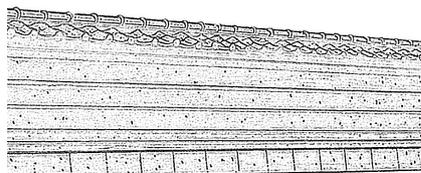
古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀は、土塀、板塀（縦張りを基本とする）、石塀(石垣を含む)又は土塀に類似する外観を有する白色又は黒色のモルタル塀等とする。</li> <li>・リシン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレーとする。</li> </ul>		

#### ■ 解説

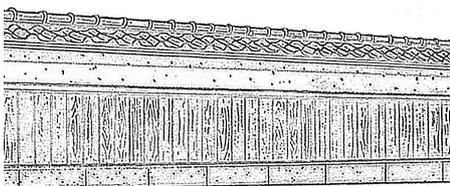
①周囲の家並みや自然環境等との調和に配慮した塀等を用いることとします。



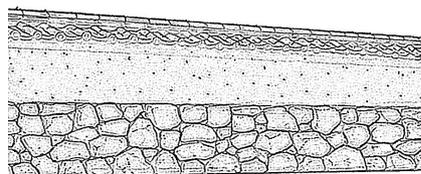
基部：切石  
屋根：瓦葺  
壁：羽目板張り、格子



基部：化粧モルタル  
屋根：瓦葺  
壁：モルタルリシン吹付け



基部：コンクリート板石張り  
屋根：瓦葺  
壁：漆喰、縦羽目板張り



基部：野面積み  
屋根：本瓦葺  
壁：土壁

②壁面の色彩は、「B-a-2」で示した色彩基準を、瓦の色彩は「B-a-1」準用します。

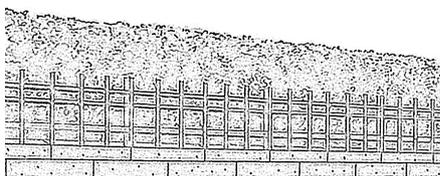
## D-b. フェンス・柵等

### ■ フェンス・柵等の形態意匠等に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	・表面が濃茶等で着色されたものとする。		

### ■ 解説

- ①表面が濃茶等で着色されたものとするとともに、郷土種等を用いた生垣等と併用することにより、周囲の家並みや自然環境等との調和に配慮することとします。



生垣に適した樹種としては、イヌツゲ、ドウダンツツジ、トベラ、ヒサカキ、モチノキ、カナメモチ、サカキなどがあります。

- ②表面の色彩は、「B-b」の色彩基準を準用します。

## D-c. 棒状工作物

### ■ 棒状工作物の形態意匠等に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	・表面が濃茶等で着色されたものとする。		

### ■ 解説

- ①表面の色彩は、「B-b」の色彩基準を準用します。

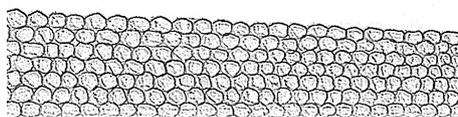
## D-d. 擁壁

### ■ 擁壁の形態意匠等に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	・自然石を使用した石積み（野面石積み、玉石積み、雑割石積み、割石積み、間知石積み等）又はこれに類似する外観を有するものとする。		

### ■ 解説

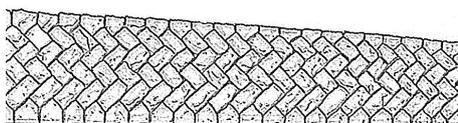
- ①自然石を使用した石積みを基本とします。やむを得ずその他の工法を用いる場合は、周囲の景観との調和に十分に配慮することとします。



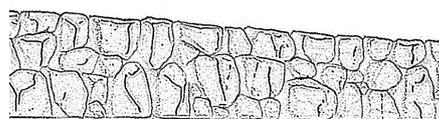
玉石積み



野面積み



間知石積み



乱積み

- ②擁壁の上部を土羽としたり、前面に植栽を施すなどして、人工的な違和感を軽減させるとともに、擁壁に傾斜を付けるなど、圧迫感を与えないよう配慮することとします。

## D-e. ビニールハウス等

### ■ ビニールハウス等の形態意匠等に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	・被覆材は無色透明若しくは半透明又は黒色の軟質プラスチックフィルムとし、寒冷紗(遮光網を含む)にあつては、白色、緑色又は黒色とする。		

### ■ 解説

- ①農業用に使用するものとし、車庫や倉庫等に使用するものは認めないこととします。
- ②鉄骨造のビニールハウスは仮設の建築物として扱われる場合があるため、設置にあつては、明日香村と協議を行ってください。

D-f. 屋外の自動販売機

■ 屋外の自動販売機に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・基調となる色彩は、茶、濃茶、ベージュとし、その他の色彩を用いる場合は、木製格子等により目隠しを設置する。</li> </ul>		

■ 解説

①表面の色彩は、JIS規格に採用されている「色の表示方法—三属性による表示（JIS Y 8721）」に準拠した「マンセル表色系」を用い以下のように設定します。（具体は本マニュアル3-3参照）

その他の色彩を使用する場合は、木製格子等により修景を施すこととします。なお、その際には、村内の間伐材を積極的に利用するよう努めることとします。



木製格子による  
自動販売機の修景

色 相		明 度	彩 度
YR系	5.0 YR ~ 9.9 YR	8.0 以下	2.0 以下
Y系	0.0 Y (1.0 YR) ~ 5.0 Y	8.0 以下	2.0 以下
無彩色		1.0 以上 8.0 以下	N

(※) 上記以外の色彩の使用は認めないこととします。

D-g. その他の工作物

■ その他の工作物に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	・色彩は濃灰、濃茶等で着色されたものとする。		

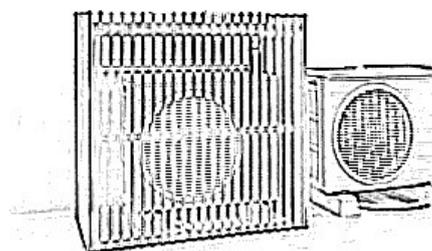
■ 解説

- ①表面の色彩は、JIS規格に採用されている「色の表示方法—三属性による表示（JIS Y. 8721）」に準拠した「マンセル表色系」を用い以下のように設定します。（具体は本マニュアル3-3参照）

色 相		明 度	彩 度
YR系	5.0YR～9.9YR	3.0以下	2.0以下
Y系	0.0Y（1.0YR）～5.0Y	3.0以下	2.0以下
無彩色		1.0以上 3.0以下	N

（※）上記以外の色彩の使用は認めないこととします。

- ②室外機は、木製格子等により囲い、修景を施すよう努めることとします。なお、その際には、村内の間伐材を積極的に利用するよう努めることとします。



木製格子による室外機の覆い

## 土地の形質の変更

### E. 土地の形質の変更に関する基準

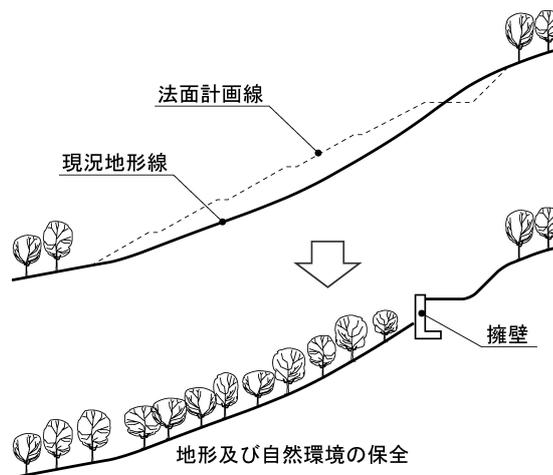
#### E-a. 規模等

##### ■ 土地の形質の変更の規模等全般の景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可建築物、工作物の新築、改築、増築のための最小限度のものであること。</li> <li>建築物の敷地内、文化財の調査、道路等の設置、管理等のためのものであること。</li> <li>変更後の土地について、植栽その他必要な措置を行い、かつ木竹の育成に支障を及ぼすおそれのないものであること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地、牧草地に接する土地の開墾であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の開墾、農道、林道、用排水施設の設置、管理であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の開墾、農道、林道、用排水施設の設置、管理であること。</li> </ul>

#### ■ 解説

①慣れ親しんだ地形の自然景観が開発行為や土地の形質の変更により大きく変化することで、良好な景観が損なわれることがあります。このため、現状の地形をできる限り残し、法面や擁壁が小さくなるような造成とするよう努めることとします。そのため、法面、擁壁、腰石積みなど、地域における歴史的風土の保存や景観の保全の視点から最適な工法を検討します。



- ②既存の樹木や小川、ため池などを自然のまま残す造成とするよう努めます。また、原則として緑化可能な勾配や工法の採用に努めるとともに、植物の生育環境を考慮した上で、表土の復元や郷土種を用いた植樹など、緑化方法を工夫します。
- ③宅地の造成等については、木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、風致地区の種別ごとに定める限度（「A-a-4. 緑地率」参照）以上であることとします。なお、森林の区域における木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の土地の開墾その他の土地の形質の変更に係る土地の面積に対する割合については、第1種風致地区で6/10以上、第2種風致地区で5/10以上、第3種風致地区で4/10以上であることとします。
- （ただし、当該宅地の造成等が行われると地及びその周辺の土地の区域の状況により、風致の支障に維持がないと認められる場合においては、この限り

でない。)

植栽の面積は、次の表の区分に応じ、当該面積の合計について算定することとします。この場合において、植栽には高さが1メートル以上の樹木が1本以上存することを要します。

区 分		植栽面積
1	高木（高さが2.5m以上の樹木をいう。）	一本につき7㎡
2	中木（高さが1m以上2.5m未満の樹木をいう。）	一本につき3㎡
3	低木（高さが0.5m以上1m未満の樹木をいう。）	一本につき1㎡
4	芝生等	水平投影面積
5	樹林又は群植	水平投影面積

備考

- ・高木、中木及び低木の一本当たりの植栽の面積の算定については、樹冠の水平投影面積がこの表の下欄の面積を超えるときは、当該水平投影面積について算定することができる。
- ・高さが0.5メートル未満の樹木は芝生等を含むものとする。
- ・高さが1メートル未満の樹木は、樹林又は群植に含まないものとする。

(1) 植栽面積の算定

植栽面積（木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積）の算定にあたっては、①高木、②中木、③低木、④芝生等、⑤樹林又は群植を対象とするが、原則として、樹木による植栽により各種別に応じた植栽面積を確保することとし、高木等を植えることが困難であるなど敷地形状等によりやむを得ない場合について、芝生等により不足分を補うよう指導する。

なお、森林の区域（市街化区域を除く。）における宅地以外の造成行為についての植栽面積の算定にあたっては、①高木、②中木、⑤樹林又は群植を対象とする。

算定方法は明日香村風致地区条例施行規則第5条に定めるとおりとし、詳細については以下のとおり取り扱う。

また、高木、中木及び低木の高さとは、植栽時の高さをいい、申請時において宅地造成等に係る土地の区域内の樹木を残存させる場合は、申請時の高さをいう。

- ア. 高木、中木又は低木の場合の植栽面積については、一本当たり7㎡、3㎡、1㎡と算定するが、枝張りが大きく、風致の維持に有効と認められる場合については、樹冠（樹木の枝や葉の茂っている部分）の水平投影面積を算定することもできるものとする。
- イ. 芝生等には高さ50cm未満の樹木、芝等の地被植物（コウライ芝等の芝の外、笹、苔類、リュウノヒゲ、ユキノシタ等の常緑の下草類）を含むものとする。
- ウ. 地形上芝生等を張ることが困難でやむを得ない場合は、芝等の地被植物の種子吹付けを行うことにより、芝生等とみなすことができる。
- エ. 樹林又は群植については、1メートル未満の樹木を含まないものとする。

(2) 一団地の造成の場合の緑地率の算定

- ア. 道路の用に供する土地の区域については、造成が行われる土地の区

域の面積算定から除外することができる。ただし、歩道部分等植栽が可能なスペースを有するものについては、適切に植栽が施されるものであること。

- イ. 宅地の用に供する土地の区域については、宅地面積に種別毎の緑地率を乗じた面積を植栽面積としてみなすことができる。
- ウ. 公園、広場等上記以外の用に供する土地の区域については、造成が行われる土地の区域の算定に含むものとし、それぞれに適切な植栽が施されるものであること。

(3)大規模造成（1haを超えるもの）の場合

- ア. 法の高さについて、小段幅が2m以上ある場合においては、別々の法とする。
- イ. 土地形状を大幅に変更する場合、その造成地の道路（用語の解説(2)に規定する道路以外の道路も含む。以下、この号において同じ。）前面及び視点場からの眺望に影響がある部分については、緑地帯を確保し、森林を残置し、あるいは中高木の植栽を施すこと。
- ウ. 法面の処理については、擁壁又は土羽によることとし、土羽により仕上げる場合は種子吹付け（周辺の植生に配慮した木本類の植栽も含む）を施し、その他の部分については、周辺の植生に配慮した樹種の植栽により緑化を施すこと。
- エ. ウに規定する擁壁については、「D-d」の規定を準用する。

(4)森林の区域で行われる宅地の造成以外の造成行為については、上記のほか次の各号に適合すること。

- ア. 自然的地形を改変する場合は、自然的景観や周辺の風致の維持を図るため、自然的地形の改変部分を最小限とし、既存の樹林は極力残存させること。
- イ. 造成地の道路前面及び視点場からの眺望に影響がある部分については樹林帯を確保し、森林を残置し、あるいは中高木の植栽を施すこと。
- ウ. 造成される区域の周囲には樹林帯を残すこと。やむを得ない理由により残せない場合には新たに緑地帯を設けること。
- エ. 切土又は盛土に伴い生じる土砂、又は工事のために必要な土砂は、できる限り造成区域内で処理し、造成区域外への搬出入は、原則として行わないこと。ただし、やむを得ず搬出入する場合にあっては、搬出入する土砂の種類、搬出入期間等を明確にすること。

(5)1ha以下の宅地の造成等における法の規制について

- ア. 法の高さについて、小段幅が2m以上ある場合においては、別々の法とする。
- イ. 法の高さには、擁壁の高さを含み、高さがそれぞれ風致地区の種別ごとに定める限度（C-a-1参照）を超える場合においては、法の前面に適切な植栽を施す等により周辺の土地の区域における風致と不調和とならないことを要する。

(6)造成時の緑地率における適用除外

土地の状況により風致の維持を図るうえで支障がないと認められ、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- ア. 建築物の建替等に関するただし書きが適用される場合

- イ. 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築を行うために必要な最小限度の規模の土地の形質の変更を行う場合
- ウ. 道路及び一般交通の用に供する道の土地の形質の変更を行う場合
- エ. 用排水施設、農道若しくは林道の設置又は管理のために必要な最小限度の規模の土地の形質の変更を行う場合
- オ. 河川やため池等の整備を行うための必要最小限の土地の形質の変更を行う場合
- カ. 田から畑、畑から田へ等の農地の造成を行う場合
- キ. 建築物の敷地内において、敷地の一部分の土地の形質の変更を行う場合
- ク. 発掘調査、工事用の仮設進入路の設置等、一時的な行為で、原状復旧を行う場合

## E-b. 擁壁・法面

### ■ 擁壁・法面に関する景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致 地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成 基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1ha を超える土地の形質の変更にあっては、法の高さが 2m以下であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1ha を超える土地の形質の変更にあっては、3m以下であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1ha を超える土地の形質の変更にあっては、4m以下であること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁を伴う土地の形質の変更にあっては、擁壁が上記（「工作物：擁壁」）の基準に該当するものとする。</li> <li>・法を生じる土地の形質の変更にあっては、畦畔法面等の小規模なものを除き、法面に植栽その他の歴史的風土の維持保存上必要な措置を行う。</li> </ul>		

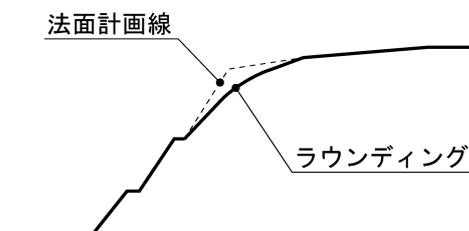
### ■ 解説

③1ha を超えない土地の形質の変更にあっても、法の高さは各地区の基準（第1種歴史的風土保存地区／第1種風致地区：2m以下、第2種歴史的風土保存地区／第2種風致地区：3m以下、第2種歴史的風土保存地区／第3種風致地区：4m以下）に従うこととします。（ただし、地形的条件や特殊事情によりやむを得ない場合はこの限りでないこととします。）

①擁壁の形態・意匠は、「D-d」の基準を準用します。

②擁壁の設置にあたっては、圧迫感や景観との違和感を避け、擁壁や法面を分割することにより長大とならないように努めます。また、地形に即した曲線とするなど、形状の工夫や自然素材の活用、植栽や表面処理等により、周辺景観との連続性に配慮します。

③法面が発生する箇所では、法肩をラウンディングする等、アースデザインの手法を用いて、法面と自然地形とのスムーズな連続性を確保することにより、植生に覆われ、最終的に自然が回復して地域の景観・環境の中に埋没していくように整備するよう努める。



## 木竹の伐採

### F. 木竹の伐採に関する基準

#### F-a. 規模等全般

##### ■ 木竹の伐採の規模等全般の景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致 地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成 基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致をそこなおそれが少ないこと。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)許可された建築物等の建築、土地の形質の変更のために必要な最小限度のものであること。</li> <li>(2)森林の択伐であること。</li> <li>(3)伐採後の成林が確実な 1ha 以下の皆伐（知事が指定した森林の区域外の伐採）であること。</li> <li>(4)森林の区域外の木竹の伐採であること。</li> </ul> </li> <li>・森林の皆伐又は森林地区内における土地の形質の変更のための木竹の伐採については、森林が著名な地形・地物等を構成するもの又は主要な遺跡、展望地等からの景観を構成する重要な要素となるときは、歴史的風土を損なうことのないよう特に慎重に配慮する。</li> </ul>		

##### ■ 解説

- ①森林の択伐及び皆伐にあつては、次に掲げる要件に該当していること。
    - (1)択伐にあつては、植生を極力残存させるものとし、伐採後の修景植栽を施すこと。
    - (2)皆伐にあつては、伐採後の植林計画が明らかであること。
  - ②森林の区域外における木竹の伐採にあつては、次に掲げる要件に該当していること。
    - (1)当該風致地区の景観を構成する重要な要素となっている巨樹、銘木及び歴史的、植物学的又は記念的な木竹の伐採を伴わないこと。やむを得ず伐採を必要とする場合は、移植等の措置を行うこと。
    - (2)木竹の伐採にあつては、伐採後の木竹の本数がA-a-4並びにE-aの規定（緑地率の算定等）に示す緑地率及び植栽本数以下とにならないこと。
  - ③里山の保全を目的とした竹林の伐採や間伐等については、この限りではないこととしますが、間伐材等の活用等を見据えた、計画的な伐採に努めることとします。
- (※) 明日香村森林整備計画や森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者による森林経営計画に基づき、適切な森林施業の確保による良好な森林景観を形成していくためのよりきめ細かな措置を講じていくこととします。

## 土石の採取

### G. 土石の採取に関する基準

#### G-a. 規模等全般

##### ■ 土石の採取の規模等全般の景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致 地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成 基準	・露天掘りでなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼさないこと。		

##### ■ 解説

- ①坑口は、主要な遺跡、展望地、道路（本マニュアルの37～39頁参照）から望見できない位置に設置することとします。
- ②採取を終了し、又は休止するときにあつては、坑口が閉じられ、かつ、坑口及びその周辺が緑化されることが確実であると認められるものであること。

## ■ 水面の埋立又は干拓

### H. 水面の埋立又は干拓に関する基準

#### H-a. 規模等全般

##### ■ 水面の埋立又は干拓の規模等全般の景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致 地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成 基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土ならびに風致と著しく不調和とならないこと。</li> <li>・当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の育成に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</li> </ul>		

##### ■ 解説

- ①「歴史的風土ならびに風致と著しく不調和とならないこと」とは、次の要件に該当していることとします。
  - (1)埋立及び干拓に係る面積が、建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転及び宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更のために必要な最小限度のものであること。
  - (2)水面の埋立又は干拓を行う土地について、A-a-4の②～⑤に掲げる土地の形質の変更の目的に応じ、それぞれに必要なとされる植栽その他の必要な措置が施されていること。
- ②「木竹の育成に支障を及ぼすおそれが少ないこと」とは、次の要件に該当していることとします。
  - (1)当該埋立地に土壌改良が施される等植栽基盤の整備を十分に行うこと。
  - (2)当該水面が、周辺の樹木と一体となって良好な景観を構成している場合には、埋立行為を必要な最小限度に留め、樹林を残存させること。やむを得ず埋立が行われる場合には、必要な植栽を施すなど、周辺の樹林と一体となった風致景観ならびに歴史的風土が保全されるものであること。

## ■ 物件の堆積

### I. 物件の堆積に関する基準

#### Ⅰ-a. 規模等全般

##### ■ 物件の堆積の規模等全般の景観形成基準

古都保存法	第1種 歴史的風土保存地区	第2種 歴史的風土保存地区	
奈良県風致 地区条例	第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区
景観形成 基準	・歴史的風土の保存及び風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。		

##### ■ 解説

- ①「歴史的風土の保存及び風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと」とは、次の「堆積の高さ・規模等」及び「植栽等の措置」に関する各要件に該当することをいう。

##### <堆積の高さ・規模等>

- (1) 堆積高さが、第1種風致地区にあつては3m以下、第2種及び第3種風致地区にあつては5m以下であること。
- (2) 第1種風致地区にあつては、堆積の規模が必要最小限度であり、行為の期間、跡地の整理等に関する計画が明確に定められていること。(行為の期間が1年を超える場合は、年次計画書が添付されるものであること。)
- (3) 廃棄物、再生資源の堆積に関しては、堆積規模が必要最小限度であり、行為の期間、跡地の整理等に関する計画が明確に定められていること。(行為の期間が1年を超える場合は、年次計画書が添付されるものであること。)
- (4) 上記(1)及び(2)の場合において許可の期間は1年間とし、1年ごとに申請を要するものであること。
- (5) 堆積箇所から、道路及び隣地までの後退距離は3m以上であること。(堆積の高さが3mを超える場合は、堆積の高さに応じて後退距離を確保すること。)

##### <植栽等の措置>

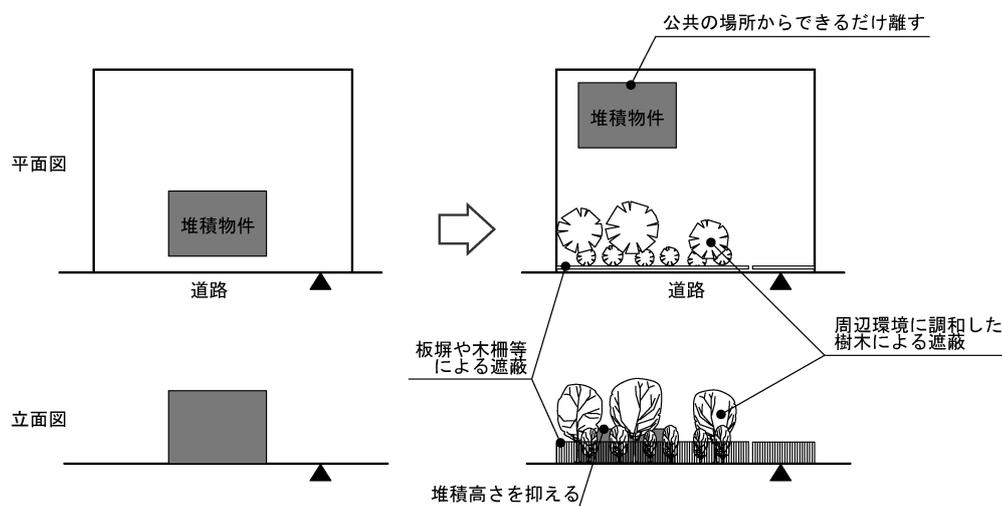
- (1) 道路に面する部分については、植栽と内側の堆積物を遮蔽するのに必要な塀等を併設すること。ただし、植栽等により堆積物を遮蔽することができる場合は、この限りでない。
- (2) 上記以外の部分については、植栽又は塀等を施すこと。ただし、主要な遺跡、展望地、道路(本マニュアルの37~39頁参照)から遠望される場合は、(1)と同様とする。
- (3) 上記(1)及び(2)に規定する植栽及び植栽帯には常緑の中高木の植栽又は生垣等を施すこと。
- (4) 上記(1)及び(2)に規定する塀の色彩等については、「D-a」又は「D-b」の規定を準用する。

(5) 法面の処理を行う場合は、種子吹付け（周辺の植生に配慮した木本類の植栽も含む）を施し、その他の部分については、周辺の植生に配慮した樹種の植栽により緑化を施すこと。

(6) 擁壁等については、「D-d」の規定を準用する。

② 明日香村景観条例の施行の際、既に堆積されているものについても、①の規定を準用することとします。

③ 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的とする土地の発掘により生じる堆積、宅地の造成等が行われる場合に当該土地の区域内において工事のため一時的に堆積される行為については、堆積の規模、期間、形態、目的等を総合的に勘案して届出を要しないものとして取り扱うことができる。（明日香村風致地区条例に基づく許可申請も同様とする。）



## 3-3 色彩基準の解説

明日香村の良好な景観をつくりあげている建築物等は、以下の5つの伝統的な素材及び色彩がベースとなっています。

- ・ しっくい白色
- ・ しっくい黒色
- ・ 荒壁の茶色
- ・ 板壁（焼杉）の茶色
- ・ 柿渋・松煙の黒色

これらの伝統的な素材及び色彩をもとに、明日香村景観計画の景観形成基準では、「歴史的風土との調和」や「周辺景観との調和」という抽象的な表現での基準の設定や、「黒」「白」「ベージュ」「茶」などの色名を用いて基準の設定をしています。

ここでは、それらの基準を、日本工業規格のZ8721に定める「マンセル表色系」を用いて、使用すべき色彩の範囲を具体化し、明示しています。ここで示すマンセル値の範囲内の色彩を用いることとします。

しかし、範囲内であればどのような色彩を用いても良いというわけではありません。上記の5つの伝統的な素材及び色彩を参照しながら、当該建築物等の壁面の大きさや形態、デザイン、素材などをもとに、景観上の影響を十分に考慮して色彩を選択していくことが望まれます。

本マニュアルで規定する色彩基準は大きく、「屋根等に係る色彩基準」、「壁面・建具等に係る色彩基準」、「その他の色彩基準」に分けて、次頁のように整理できます。

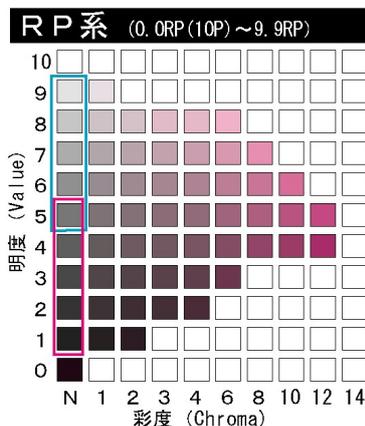
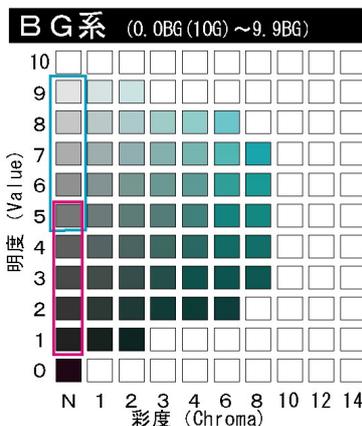
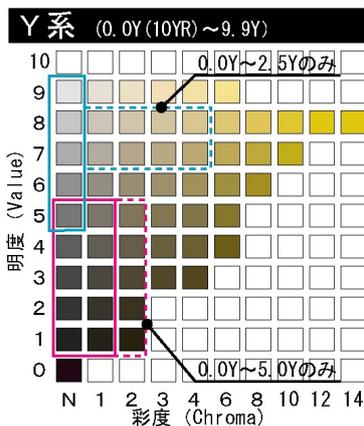
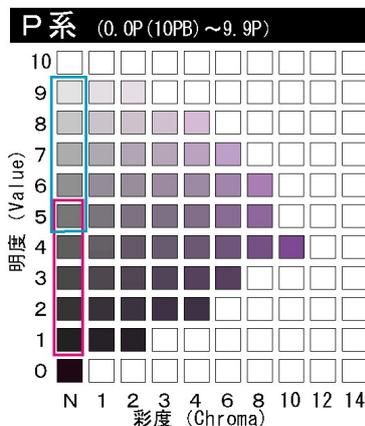
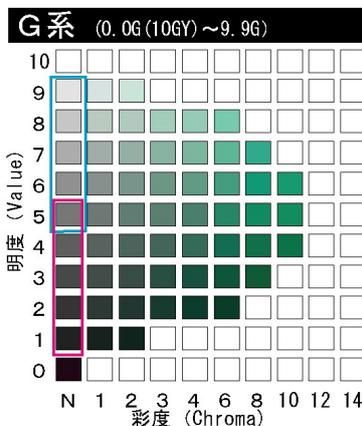
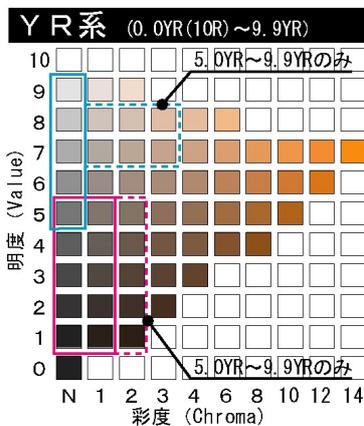
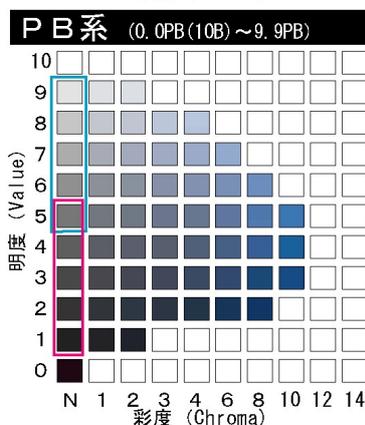
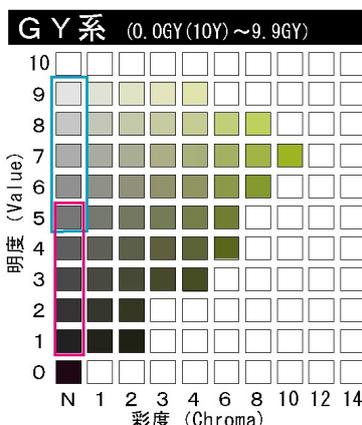
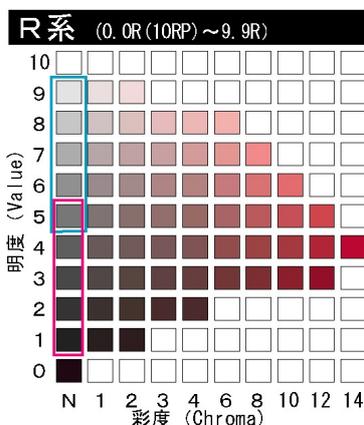
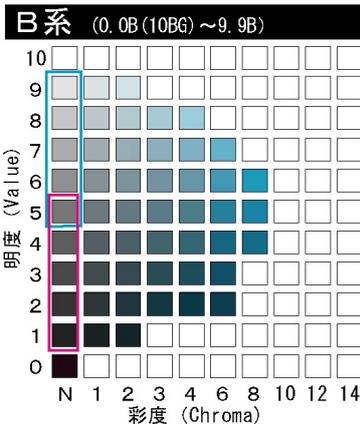
色彩基準一覧

項目		色彩基準（マンセル値）			
屋根等に 係る 色彩基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の屋根（和型瓦）</li> <li>・建築物の屋根（わら葺き屋根を被覆する鉄板等）</li> <li>・塀の屋根（瓦）</li> </ul>	色 相			
		YR系	0. 0YR (1 0R) ~4. 9YR	5. 0以下	1. 0以下
			5. 0YR ~9. 9YR	5. 0以下	2. 0以下
		Y系	0. 0Y (1 0YR) ~5. 0Y	5. 0以下	2. 0以下
5. 1Y ~9. 9Y	5. 0以下		1. 0以下		
無彩色		1. 0以上 5. 0以下	N		
壁面・建 具等に 係る色 彩基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外壁（リシン吹付け等の場合）</li> <li>・建築物の建具・建築設備（木材、銅板等に類する材料を用いる場合）</li> <li>・バルコニー</li> <li>・塀の壁面</li> </ul>	色 相			
		YR系	5. 0YR ~9. 9YR	7. 0以上 8. 0以下	3. 0以下
			0. 0Y (1 0YR) ~2. 5Y	7. 0以上 8. 0以下	4. 0以下
		無彩色		5. 0以上 9. 0以下	N
その他 の色彩 基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーポート</li> <li>・フェンス・柵</li> <li>・棒状工作物</li> </ul>	色 相			
		YR系	5. 0YR ~9. 9YR	3. 0以下	2. 0以下
			0. 0Y (1 0YR) ~5. 0Y	3. 0以下	2. 0以下
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の自動販売機</li> </ul>	色 相			
		YR系	5. 0YR ~9. 9YR	8. 0以下	2. 0以下
			0. 0Y (1 0YR) ~5. 0Y	8. 0以下	2. 0以下
無彩色		1. 0以上 8. 0以下	N		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の工作物</li> </ul>	色 相				
	YR系	5. 0YR ~9. 9YR	3. 0以下	2. 0以下	
		0. 0Y (1 0YR) ~5. 0Y	3. 0以下	2. 0以下	
	無彩色		1. 0以上 3. 0以下	N	

# 明日香村景観計画に基づく 色彩基準

「屋根等」及び「壁面・建具等」の  
色彩の許容範囲のイメージ

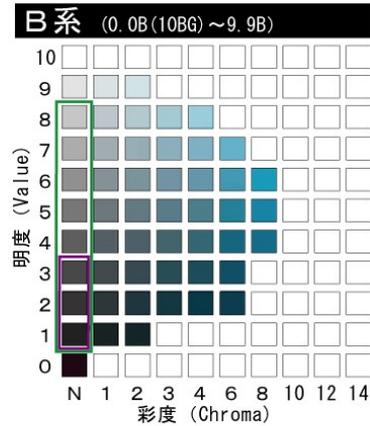
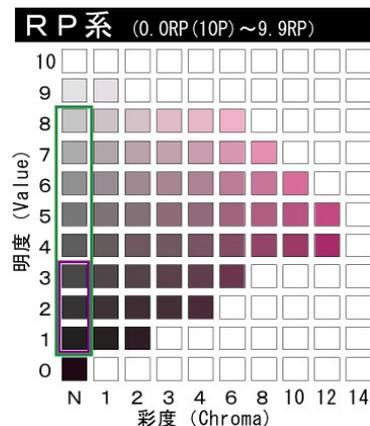
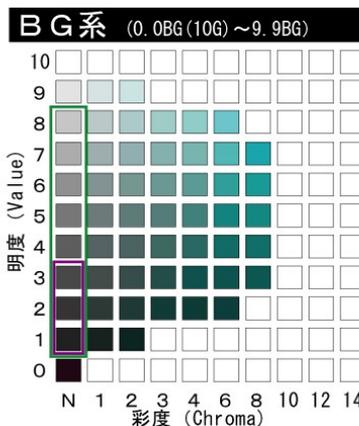
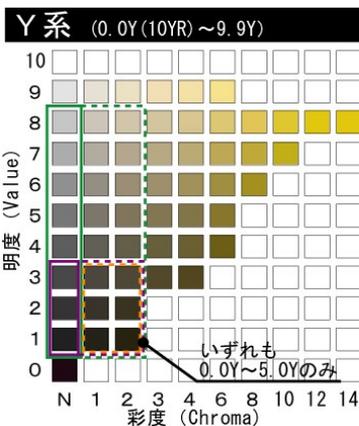
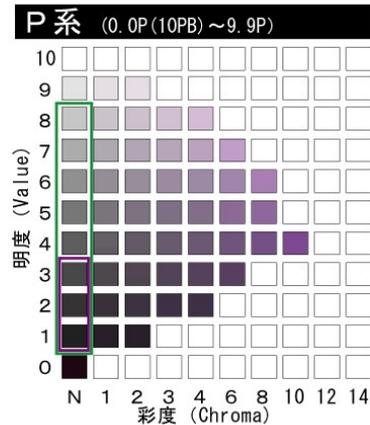
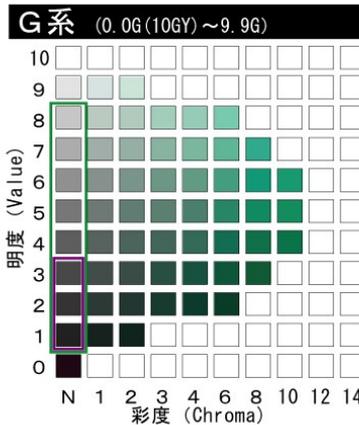
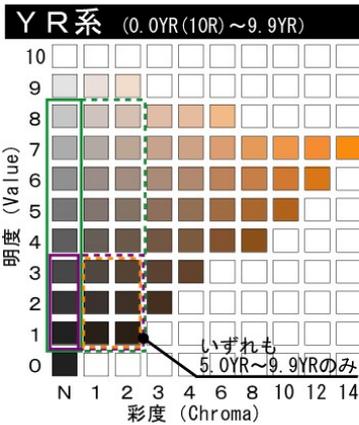
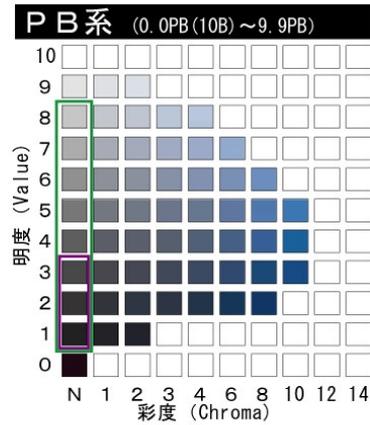
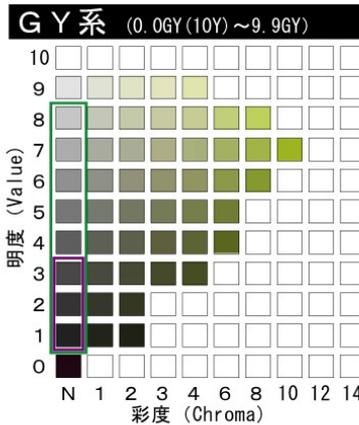
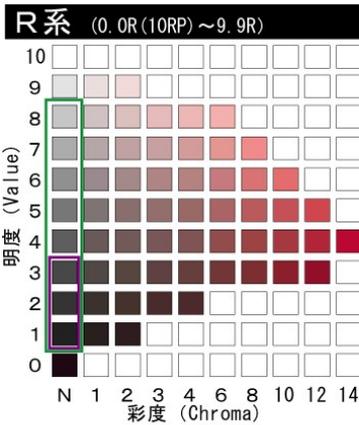
- 屋根等の色彩の許容範囲イメージ
- 壁面・建具等の色彩の許容範囲イメージ



# 明日香村景観計画に基づく 色彩基準

「その他」の色彩の許容範囲のイメージ

- カーポート・フェンス・棒状工作物等の色彩の許容範囲イメージ
- 屋外の自動販売機の色彩の許容範囲のイメージ
- その他の工作物の色彩の許容範囲のイメージ



## 3-4

## 参考事例

建築物や工作物のデザインや形態、意匠等の参考として次のようなものが考えられます。



## 3-5 用語の解説

明日香村景観計画および本マニュアルにおける用語の定義及び算定方法は、次のとおりとします。

### あ 行

屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	建設副産物を加工し、新たな製品（建築資材等）として市場に流通しているものの堆積は含まない。
-----------------------	---

### か 行

外壁の後退距離	建築物の外壁面（出窓がある場合については出窓の面）又はこれに代わる柱の面から当該建築物の敷地の境界線までの距離をいう。
干拓	満水時の水面の水際線に囲まれた面積を減少させる目的で行う排水行為又は排水施設の設置行為をいう。
群植	ほぼ同型・同大の比較的大きな樹木を広い地域に整形又は不整形に植えるものをいう。
建築物	建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。ただし、建築物に附属する門若しくは塀は除き、工作物として扱う。また、建築設備のうち空調設備、冷暖房設備（クーリングタワー等）、電気設備（キュービクル等）、給水設備（受水槽等）、ソーラーシステム、太陽熱温水器等は工作物として扱う。
建築物等	建築物及びその他の工作物をいう。
建築物の移転	同一敷地内で建築物又はその一部を解体せず、位置を変更する場合をいう。なお、別の敷地へ移転する場合は、新築又は増築とする。
建築物の改築	既存建築物のある棟の全部又は一部を除却し、その除却する建築物の規模を超えない建築物をほぼ同様の場所に建築する場合をいう。ただし、同一敷地内の既存建築物をすべて除却して建築する場合は、新築として取り扱うものとする。
建築物の新築	更地へ新たに建築物を建築する場合もしくは同一敷地内の既存建築物をすべて除却した後に、従前の建築物と用途又は規模が異なる建築物を建築する場合をいう。
建築物の増築	同一敷地内で別棟又は既存建築物に接続し、既存建築物の規模を増加させる建築物を建築する場合もしくは既存建築物の一部を

	除却し、同一敷地内で別棟又は既存建築物に接続させ、その除却する建築物の規模を超え又は位置が異なる建築物を建築する場合をいう。
建築物の高さ	建築基準法施行令第2条第1項第6号(同号ただし書きを除く。)の規定により地盤面からの高さとする。
建築面積	建築基準法施行令第2条第1項第2号により算定する。
建ぺい率	建築面積の当該敷地面積に対する割合をいう。
工作物	土地又は建築物に定着して設置されるもののうち建築物以外のものをいい、以下に掲げるものが含まれる。 ①門、塀、垣、柵、金網、擁壁その他これらに類するもの ②テント、藤棚その他これらに類するもの ③煙突その他これらに類するもの ④高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ⑤装飾塔、電波塔その他これらに類するもの ⑥立体駐車場 ⑦アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ⑧石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑨メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ⑩鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの ⑪自動販売機、公衆電話施設、物置、標識、アーチ、アーケード、街路灯、照明灯その他これらに類するもの ⑫彫刻、モニュメントその他これらに類するもの ⑬電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路若しくは空中線系(その支持物を含む。) ⑭橋梁、横断歩道橋その他これらに類するもの
工作物の移転	同一敷地内で工作物又はその一部を解体せず、位置を変更する場合をいう。なお、別の敷地へ移転する場合は、新築又は増築とする。
工作物の改築	既存工作物の全部又は一部を除却し、その除却する工作物の規模を超えない工作物を築造する場合をいう。ただし、同一敷地内の既存工作物をすべて除却して築造する場合は、新築として取り扱うものとする。
工作物の新築	新たに工作物を築造することをいう。
工作物の増築	既存工作物の築造面積又は高さを増加させる工作物を築造する場合をいう。
工作物の高さ	工作物が接地する面から算定する。また、建築物に接して設ける工作物については、それ自体の高さを算定する。

さ 行

再生資源	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。使用済物品等とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第1項）副産物とは、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に伴い副次的に得られた物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第2項）
敷地	建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。
敷地面積	建築基準法施行令第2条第1項第1号により算定する。
樹林	樹木の密生しているものをいう。
森林の区域	森林法第5条に規定される森林の区域（地域森林計画対象民有林）をいう。
水面の埋立て	満水時の水面の水際線に囲まれた面積が減少するように水面に土砂、コンクリート等を投入又は設置することをいう。
その他の土地の形質の変更	宅地の造成及び土地の開墾以外の土地の切土、盛土等をいう。

た 行

堆積の高さ	地上に露出する部分の最高部と最低部との差をいう。
堆積の面積	堆積物の水平投影面積をいう。
宅地の造成	主として住宅その他の建築物を建築するために行う土地の形質の変更をいう。（第1種及び第2種特定工作物の建設を目的とする造成を含まない。第1種及び第2種特定工作物、資材置場、駐車場造成等に附属建築物がある場合についても同様とする。）
宅地の造成等に係る土地の面積	宅地の造成等が行われる土地の区域の面積をいい、木竹が保全される土地の区域の面積を含む。
地下に設ける建築物	建築基準法施行令第1条第2号に規定する地階に該当する建築物のうち地盤面上1メートル以下のものをいう。
地盤面	建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面をいう。
道路	建築基準法第42条に規定する道路をいう。
土石	土、砂利、岩石等をいう。
土地の開墾	主として田畑等の用に供するために行う土地の形質の変更をいう。農業を営むために行う行為で、通常の耕作の範囲内の土地の形質の変更については、土地の開墾に該当しない。搬入土、搬出土が生じる等、通常の耕作の範囲を超える土地の形質の変更については、土地の開墾に該当する。

な 行

法（のり）	崖や擁壁及び切土や盛土で生じる傾斜面のことをいう。「生じる法」とは、現に法のない区域に新たな法ができることとし、現にある法に擁壁を築造するなどの行為でできる法等は、「生じる法」としない。
-------	---

は 行

廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。
-----	--

ま 行

や 行

床面積	建築基準法施行令第2条第1項第3号により算定する。
-----	---------------------------

ら 行

緑地	自然的環境を有するオープンスペースとして、その持続性が将来とも担保されているもの及び将来担保され得るもの、社会通念上緑地として現在及び将来とも持続性を有するものを対象とし、「植栽面積」又は「木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積」に算定される緑地としては、「土地に定着する樹木及び芝生等」とします。従って、プランターや鉢類は「緑地」の対象にはなりません。
緑地率	奈良県風致地区条例施行規則第5条の規定により算出された植栽の面積の当該敷地面積又は宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合をいう。

わ 行

# 4

## 助成制度

### 4-1

### 補助制度の概要

明日香村では、歴史的風土の保存ならびに良好な景観の形成を推進するため、建築行為や開発行為等に対して、以下の補助制度を設けています。

◎補助の詳しい内容については、明日香村役場へお問い合わせください。

明日香村役場 総合政策課

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地

TEL：0744-54-2001（代）

#### 建築物等の新築・増築・改築等に対する補助

景観形成基準に適合する建築物等を対象に、屋根、外壁、塀の工事にかかる経費の一部を補助するものです。補助額は、形態意匠により異なります。

##### ○助成対象者

- ・明日香村において建築物等の新築、増築、改築等をする者のうち村長が認める者  
ただし次に該当する者を除く

- 1) ア 不動産・開発業者及びそれに類する者。  
イ アに掲げる者が建築した住宅（建売住宅）を購入した者（新築時に限る。）
- 2) 社会福祉法人、宗教法人等の非課税団体
- 3) 国、県などの地方自治体及び、それに準ずる公共的団体
- 4) 税金及び公共料金の支払いが滞っている者
- 5) その他申請時点において、村長が社会通念上適当でないと判断する者及び団体

##### ○助成対象行為

- ・明日香村における建築物等の新築、増築、改築等  
（部分的な修繕は対象となりません。）

##### ○助成対象物件

- ・明日香村景観計画に定める景観形成基準に適合する建築物等

## 生垣に対する補助

建築物等の修景を目的とした生垣の植栽や高木の植栽を行う者に対して、その経費の一部を補助するものです。

### ○補助対象者

・明日香村において生垣を植栽する者のうち村長が認める者

ただし次に該当する者を除く

- 1) 不動産・開発業者及びそれに類する者。
- 2) 社会福祉法人、宗教法人等の非課税団体
- 3) 国、県などの地方自治体及び、それに準ずる公共的団体
- 4) 税金及び公共料金の支払いが滞っている者
- 5) その他申請時点において、村長が社会通念上適当でないと判断する者及び団体

### ○補助対象行為

・明日香村における建築物等の修景を目的とした生垣の植栽

### ○補助対象規模

・植樹延長が5 m以上であり、かつ、高さが0.8 m以上の生垣

### ○補助上限額

・工事費の1/2以内（300,000円以内）

## 石積に対する補助

自然石（コンクリートブロック、擬石ブロック、コンクリート等は対象外）を利用して石積（野面石積、雑割石積、玉石積、間知石積等）したものに對し、経費の一部を補助するものです。

### ○補助対象者

- ・明日香村において、景観維持に係る畦畔又は宅地の築造をする者のうち村長が認める者、ただし次に該当する者を除く。
  - 1) 不動産・開発業者及びそれに類する者。
  - 2) 社会福祉法人、宗教法人等の非課税団体
  - 3) 国、県などの地方自治体及び、それに準ずる公共的団体
  - 4) 税金及び公共料金の支払いが滞っている者
  - 5) その他申請時点において、村長が社会通念上適当でないと判断する者及び団体

### ○補助対象行為

- ・明日香村における景観維持に係る畦畔又は宅地の築造

### ○補助対象物件

- ・自然石（コンクリートブロック、擬石ブロック、コンクリート等は対象外）を利用して石積（野面石積、雑割石積、玉石積、間知石積等）したもの

### ○補助対象規模

- ・延長が2 m以上であり、かつ、工事費が100,000円以上のもの。

### ○補助上限額

- ・工事費の3割以内

## ■ 古都保存法第8条に基づく許可申請手続きに対する補助

古都保存法第8条に基づく許可申請手続きにかかる経費の一部を補助するものです。

### ○補助対象者

・明日香村において建築物等の新築、増築、改築をする者のうち村長が認める者  
ただし次に該当する者を除く

- 1) 不動産・開発業者及びそれに類する者。
- 2) 社会福祉法人、宗教法人等の非課税団体
- 3) 国、県などの地方自治体及び、それに準ずる公共的団体
- 4) 税金及び公共料金の支払いが滞っている者
- 5) その他申請時点において、村長が社会通念上適当でないと判断する者及び団体

### ○補助対象行為

・明日香村における建築物等の新築、増築、改築に限る。

## 発掘調査に伴う建築物の基礎に対する補助

発掘調査により、基礎最低基準深さを超える基礎工事が必要となる場合に、その深さに応じて経費の一部の補助をするものです。

### ○補助対象者

- ・明日香村において住宅・農小屋・倉庫等の新築、増築、改築等をする者のうち村長が認める者。

ただし次に該当する者を除く。

- 1) 不動産・開発業者及びそれに類する者。
- 2) 社会福祉法人、宗教法人等の非課税団体
- 3) 国、県などの地方自治体及び、それに準ずる公共的団体
- 4) 税金及び公共料金の支払いが滞っている者
- 5) その他申請時点において、村長が社会通念上適当でないと判断する者及び団体

### ○補助対象行為

- ・明日香村における住宅・農小屋・倉庫等の新築、増築、改築等

### ○補助対象物件

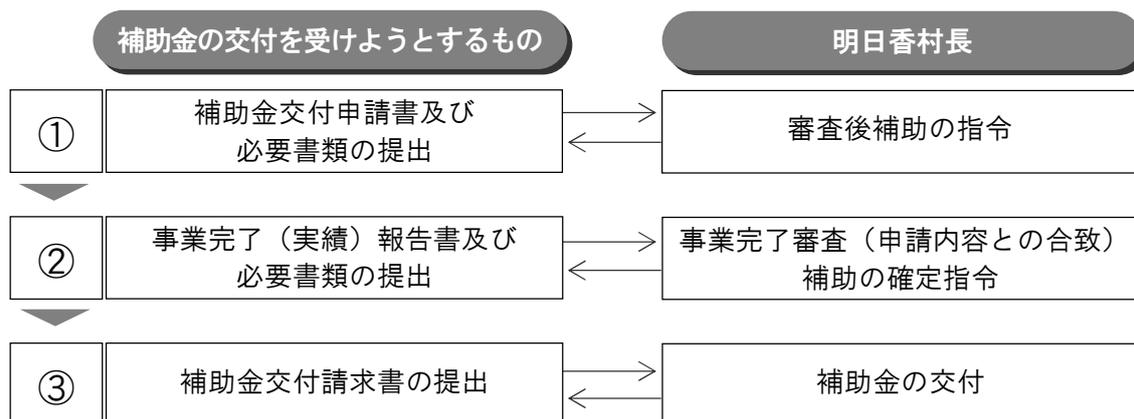
- ・発掘調査により、基礎最低基準深さを超える基礎工事が必要となる住宅・農小屋・倉庫等

### ○基準深さ

- ・住宅：50cm
- ・農小屋・倉庫：20cm

## 4-2 補助の流れと必要な書類

補助金の交付は、概ね次の図に示すような手順で行われます。



①～③の各段階において、必要な書類は以下のとおりです。

段階	助成の種類	必要な書類													
		補助金交付申請書	事業完了（実績）報告書	補助金交付請求書	建築確認通知書写	歴史的風土特別保存地区内行為許可書写	風致地区内行為許可書写	景観計画区域内行為適合通知書写	工作物確認通知書写	工事場所を明示した1/2,500以下の付近見取図	工事の施工法を明らかにした設計図書 (平面図・配置図・立面図)	申請手続き費用明細書	工事費明細書	支出を明らかにした書類 (請求書、領収書)	工事写真
①	建築物等の新築・増築・改築等に対する助成	○			○	○	○	○		○ (※)	○				
	発掘調査に伴う建築物の基礎に対する助成	○			○	○	○	○		○ (※)	○				
	生垣に対する助成	○						○		○	○				
	石積に対する助成	○				○	○	○	○	○	○				
	古都保存法第8条に基づく許可申請手続きに対する助成	○				○						○			
②	建築物等の新築・増築・改築等に対する助成		○							○	○		○	○	
	発掘調査に伴う建築物の基礎に対する助成		○							○	○		○	○	
	生垣に対する助成		○							○	○		○	○	
	石積に対する助成		○							○	○		○	○	○
	古都保存法第8条に基づく許可申請手続きに対する助成		○											○	
③	(各助成共通)			○											

(※) 工事計画場所・方位・道路及び目標となる地物を明示した1/2,500以下の付近見取図

## 明日香景観デザインマニュアル

平成26年4月 明日香村

### 【お問い合わせ先】

明日香村役場 総合政策課

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡 55 番地

TEL : (0744) 54-2001 [代]

FAX : (0744) 54-2440